

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

市は、市内で大規模な風水害等による災害が発生した場合、国、県をはじめとする防災関係機関相互に連携し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 市の災害対策本部等の種類

市は、風水害等が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」、又は「警戒本部」を設置する。

(2) 災害対策本部等の組織・運営

見附市災害対策本部は、災害対策基本法、見附市災害対策本部条例等の定めるところにより、見附市災害対策本部の組織、運営等について定める。

なお、災害対策本部の体制については、災害等の規模により本部長（市長）がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 見附市災害対策本部の設置

ア 設置の基準

市長は、次の場合に見附市災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置 基準	○市の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合（参考：見附市水害時非常配備・避難情報発令基準）
廃止 基準	○災害応急対策が概ね完了した場合 ○その他必要がなくなったと認めた場合

イ 本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市の施設の中から市長が指定する施設とする。

ウ 本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部等への周知は、庁内放送又は電話等により行う。

オ 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(7) 市は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちに、新潟県、警察署、地域振興局等の関係機関にその旨を連絡する。

(イ) 企画調整課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

カ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を設置する。

(イ) 見附市防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2) 見附市災害対策本部の組織図



部名	部長	副部長	班名	班長	班員
総務部	企画調整課長	総務課長 議会事務局長	総務班	企画調整課長補佐	企画調整課員 総務課員 議会事務局員
			情報班	企画調整課長補佐	
			財務班	企画調整課長補佐	
			情報システム班	総務課長補佐	
出納部	会計課長		会計班	会計課長補佐	会計課員
民生部	まちづくり課長	市民税務課長 監査委員事務局長	避難対策班	中央公民館長 市民税務課長補佐	こども課員 まちづくり課員 市民税務課員 教育総務課員 学校教育課員 健康福祉課員 監査事務局員 議会事務局員
			避難者支援班	まちづくり課長補佐 まちづくり課長補佐	
			家屋調査班	市民税務課長補佐	
福祉保健部	健康福祉課長		福祉保健班	健康福祉課長補佐	健康福祉課員
産業部	農林創生課長	地域経済課長	農林班	農林創生課長補佐	農林創生課員
			商工班	地域経済課長補佐	地域経済課員
建設部	建設課長	都市環境課長	建設班	建設課長補佐 都市環境課長補佐	建設課員 都市環境課員
			生活衛生班	都市環境課長補佐	
上下水道部	上下水道局長		水道班	上下水道局次長	上下水道局員
			下水道班	上下水道局次長	
教育部	教育総務課長	学校教育課長 こども課長	教育総務班	教育総務課長補佐	教育総務課員
			学校教育班	学校教育課長補佐	学校教育課員
			幼児保育班	こども課長補佐	こども課員
医療部	病院事務長		庶務班	病院次長	市立病院職員
			治療班	病院次長	
			看護班	看護部長	

(3) 本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐する。

ウ 指揮命令の順位

本部長に事故あるときに本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

（第1順位：副市長、第2順位：企画調整課長、第3順位：総務課長）

エ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の指示を受け、原則として本部において、市本部の事務に従事する。

(イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

全課長、上下水道局長、病院事務長、消防長及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する。なお、やむを得ず本部員が従事できない場合は、各部の班長等を代理として従事させる。

オ 災害対策本部職員

(ア) 災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する。

(イ) 災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

カ 会議の開催

(ア) 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議の構成は、本部長、副本部長、企画調整課長及び本部長がその都度指示する本部員とする。

c 協議事項等は、次のとおりとする。

(a) 市の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(b) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(c) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(d) 公用負担に関する事項

(e) その他災害対策上重要な事項

(イ) 緊急対策会議

本部長は、災害対策に係る検討を行うため、必要に応じ緊急対策会議を招集する。

(4) 本部における職員応援

ア 本部

(ア) 災害対応に必要な人員については、総務部（総務班）が調整を行う。

(イ) 職員の応援は、主として本庁を中心に行うこととし、それでも不足する場合

は、出先等に対して応援を依頼する。

(ウ) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、災害時応援協定市町、新潟県等に職員の派遣を要請し、応援を得るものとする。

3 警戒本部

(1) 設置

梅雨前線の活発化や台風の接近などにより、市内で風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合で、市長が必要と認めた場合には、見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等に基づき「警戒本部」を設置して気象や被害情報などの収集を行う。

ア 名称は「〇〇警戒本部」とする。

イ 設置者は市長とする。

ウ 設置場所は、見附市役所に設置する。

エ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

- ・庁舎内：庁内放送又はメール等
- ・県地域振興局等：FAX又はメール等
- ・警察署その他関係機関：FAX又はメール等

オ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、企画調整課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページに掲載する。

(2) 組織

ア 本部長：市長

イ 副本部長：副市長、教育長

ウ 本部員：本部長の指定する関係部長等

(5) 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 市の活動体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び見附市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

別表1 災害対策本部分掌事務

部名	班名	業務分掌
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部会議及び本部の庶務に関すること。 3.防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4.各部との連絡及び応援職員の調整に関すること。 5.無線通信の統括に関すること。 6.車両の確保及び配車に関すること。 7.県への連絡及び被害報告に関すること。 8.県、他市町村への応援要請及び受け入れ調整に関すること。 9.災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関すること。 10.自衛隊の災害派遣要請、受け入れ態勢に関すること。 11.職員の被災状況の把握に関すること。 12.ヘリポートの設置に関すること。 13.町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 14.本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。 15.災害時における職員の健康管理に関すること。 16.国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。 17.災害関連死の認定に関すること。 18.市議会との連絡に関すること。 19.その他、各部に属さない事項。
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1.被害状況の収集、集計に関すること。 2.河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 3.警報の伝達、避難の指示等に関すること。 4.各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 5.市民への広報に関すること。 6.報道機関との連絡調整に関すること。 7.災害記録に関すること。 8.国、県等との陳情、視察等に関すること。 9.市のホームページの更新に関すること。 10.所要見舞者の応接に関すること。
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1.災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 2.市有財産の被害調査に関すること。 3.義援金の給付配付に関すること。 4.災害弔慰金等の支給に関すること。 5.災害援護資金に関すること。

		<p>7.要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関すること。</p> <p>8.被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。</p> <p>9.被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること。</p> <p>10.被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。</p> <p>11. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置検討に関すること。</p> <p>12.社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>13.医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>14.福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。</p> <p>15.感染症予防及び防疫対策に関すること。</p> <p>16.看護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。</p> <p>17.保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関すること。</p> <p>18.保健医療情報の収集に関すること。</p> <p>19.保健衛生活動の実施に関すること。</p> <p>20.被災者の入浴支援に関すること。</p> <p>21.被災者に対する栄養指導に関すること。</p> <p>22.被災者の精神保健指導に関すること。</p>
産業部	農林班	<p>1.農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2.治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3.被災農業者に対する災害融資に関すること。</p> <p>4.農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。</p> <p>5.災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。</p>
	商工班	<p>1.商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2.被災商工業者に対する災害融資に関すること。</p> <p>3.商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。</p> <p>4.災害時における雇用確保に関すること。</p>
建設部	建設班	<p>1.土木施設の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p>2.道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3.公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。</p> <p>4.土木災害応急機材の調達に関すること。</p> <p>5.水防活動の連絡調整に関すること。</p> <p>6.建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険度判定に関すること。</p> <p>7.市営住宅等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>8.応急仮設住宅に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 9.建設業者との連絡調整に関する事。 10.住宅被災者の公営住宅への特定入居に関する事。
	生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1.清掃並びに塵芥及びし尿処理に関する事。 2.廃棄物の処理に関する事。 3.企業の公害発生防止指導に関する事。 4.死亡獣畜等の処理に関する事。 5.ねずみ族、害虫等の駆除に関する事。 6.衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。 7.愛玩動物に関する事。
上下水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1.水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2.水道施設の被害調査に関する事。 3.飲料水の確保及び給水に関する事。 4.飲料水の水質管理に関する事。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1.下水道施設の災害対策及び応急普及対策に関する事。 2.下水道施設の被害調査に関する事。 3.排水施設の管理及び運転に関する事。 4.農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事。
医療部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 1.医療救護対策に関する事 2.関係医療機関との連絡調整に関する事。 3.救護病院の開設及び管理に関する事。
	治療班	<ul style="list-style-type: none"> 1.災害時の医療救護に関する事。
	看護班	<ul style="list-style-type: none"> 1.災害時の病人、負傷者の看護に関する事。
教育部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1.教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2.学用品の調達あっせんに関する事。 3.文化財の災害状況調査及び応急措置の指導に関する事。 4.部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1.学校教育の確保に関する事。 2.児童、生徒の避難に関する事。 3.災害時における応急教育に関する事。 4.各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。

		5.児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。
	幼児保育班	6.PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。 1.保育児童の被災状況調査に関する事。 2.被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3.保育園児の避難に関する事。
消防本部		1.消火、救急、救助等、消防に関する事。 2.消防団の活動に関する事。

第2節 職員の配備・招集

【関係部署】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市の責務

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、迅速な職員の招集と配備を実現する。

(2) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(3) 被災地及び積雪期における対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 業務の内容

(1) 勤務時間における対応

ア 警戒対応

企画調整課内において、インターネット等で気象情報等の収集を行い、各部や防災関係機関からの災害関連情報の集約を行う。

イ 初動対応

災害関連の情報により警戒配備が必要と判断した場合、企画調整課長は、総務課長に報告するとともに、各課長を通じて職員を警戒配備につかせる。職員は、被害状況の収集、市民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

(2) 勤務時間外における対応

ア 警戒対応

見附市水害時非常配備・避難情報発令基準等をもとに対応する。警戒準備体制では建設課内において、気象情報等の収集をインターネット等で行い、防災関係機関からの災害関連情報の集約を行う。

状況により、1次配備要員を招集するとともに業務を引き継ぐ。

イ 初動対応

登庁した職員は速やかに気象情報や被害状況の収集を行い、市民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要な応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

配備連絡を受けた者は、連絡網をもとに各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

配備体制区分	配備要員	配備基準
警戒準備体制	大雨当番者 (夜間・休日)	見附市水害時非常配備・避難 情報発令基準による。
第1次配備 (警戒体制)	企画調整課補佐、防災担当、建設課補佐・係長、上下水道局次長・担当係長・担当職員、農林創生課長補佐・係長、	
第2次配備 (警戒本部設置)	企画調整課全職員、建設課全職員・上下水道局全職員、農林創生課全職員、農業委員会全職員 上記以外の係長以上の全職員	
第3次配備 (災害対策本部設置)	全職員	

3 参集時等の留意事項

- (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (2) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、その後の指示を受けるものとする。
- (3) 職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ報告する。
- (4) 登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

4 配備状況等の報告

各課長等は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備状況を総務課長に報告し、あわせて職員が参集途上において確認した市域の被害状況を報告する。

配備指令発令様式

企画調整課から連絡します。	
※ 1	1 ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。 2 ○○地区に、○○のため、○○が発生しました。
	このため、○日○時○分
※ 2	1 「第○次配備」が発令されました。指定された職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。 2 「第3次配備」が発令されました。全職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。

注： ※1は、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。
※2は、同じ内容を3度繰り返すこと。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

【関係部署】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 被災した場合、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- b 被災市町村から応援を求められた場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
- c 他市町村が被災にあった場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- d 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。
なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- e 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報共有する等連携に努める。

(イ) 県の責務

- a 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。

また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- b 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。
- c 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- d 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- e 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- f 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに円滑な応援受け入れのため、応援受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- g 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- h 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築に努める。
- i 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- j 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- K 県は広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力

体制を構築しておくよう努める。

- l 県は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- m 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) その他の防災関係機関

- a その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- b 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- c ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- d 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- e 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

イ 体制の調整

県災害対策本部、見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

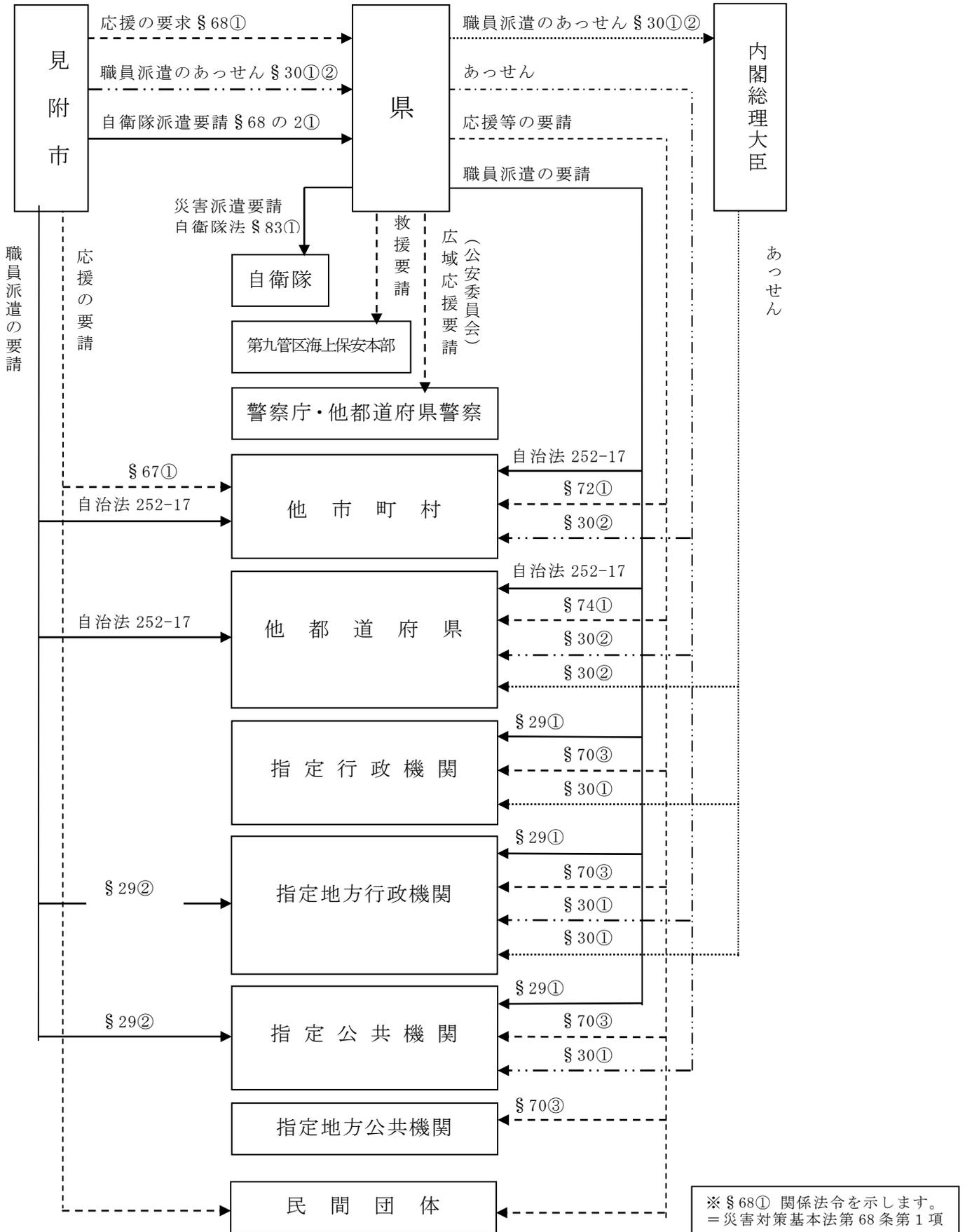
- (7) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 応援受入体制の確立
- (エ) 応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

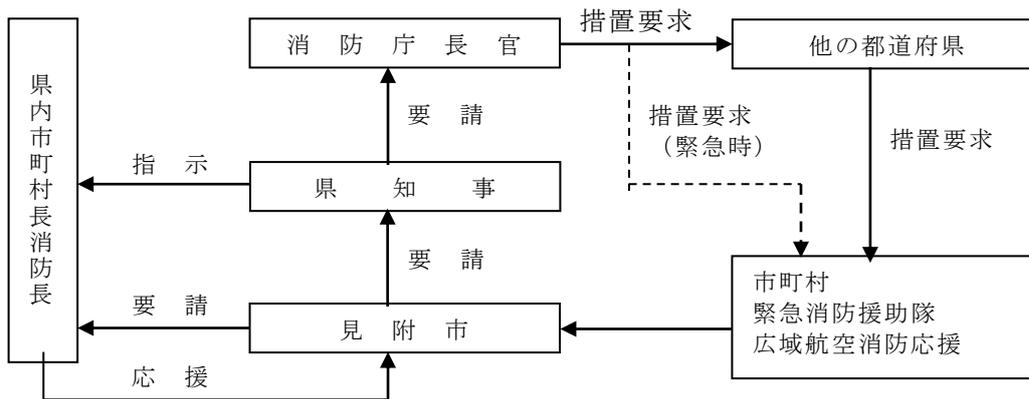
積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した受入れ体制を確立する。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	<p>○他市町村への応援要請</p> <p>応急対策実施のために、必要があときは、他の市町村長に対し応援を求める。</p> <p>○県への応援又は応急措置実施の要請</p> <p>応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。</p> <p>○民間団体への応援要請</p> <p>応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。</p> <p>○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第11節)</p> <p>○消防の広域応援 (第3章第16節)</p>	<p>他の市町村長</p> <p>県知事</p> <p>民間団体</p>

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書による要請を行なう時間的余裕が無い場合は、電話等で要請し、その後文書を送付する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	<p>○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事若しくは市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>県知事、市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関</p> <p>県知事</p>

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市長	<p>○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>○受入体制の確立 国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。</p>	

第4節 気象情報等伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するために、市が伝達する避難情報やその他の機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備える。

イ 市の責務

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 達成目標

気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報

特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知し市民に周知させる。

新潟県地域における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

ア 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(ア) 特別警報

種	類	発 表 基 準
警 特 報 別	大雨特別 警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(イ) 警報

種 類	発 表 基 準					
警 報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(浸水害) 表面雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">(土砂災害) 土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">124</td> </tr> </table>	(浸水害) 表面雨量指数基準	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	10	124	
	(浸水害) 表面雨量指数基準	(土砂災害) 土壌雨量指数基準				
	10	124				
	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">流域雨量指数基準</th> <th style="text-align: center;">複合基準*1</th> <th style="text-align: center;">指定河川洪水予報 による基準</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1</td> <td style="text-align: center;">貝喰川流域=(6, 5.4), 刈谷田川流域=(6, 25.8), 山北川流域=(6, 4), 椿田川流域=(6, 3.6)</td> <td style="text-align: center;">信濃川中流 [長岡]</td> </tr> </table> <p>*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。</p>	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準	貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1	貝喰川流域=(6, 5.4), 刈谷田川流域=(6, 25.8), 山北川流域=(6, 4), 椿田川流域=(6, 3.6)
流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準				
貝喰川流域=6, 刈谷田川流域=28.7, 堀溝川流域=7.1, 山北川流域=4.5, 椿田川流域=4.1	貝喰川流域=(6, 5.4), 刈谷田川流域=(6, 25.8), 山北川流域=(6, 4), 椿田川流域=(6, 3.6)	信濃川中流 [長岡]				
<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、6時間の降雪の深さが35cm以上と予想される場合である。</p>						
<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、20m/s以上の平均風速が予想される場合である。</p>						

暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速が 20m/s 以上かつ雪を伴うと予想される場合である。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

(ウ) 注意報

種 類	発 表 基 準		
注 意 報	大雨 注意報	大雨による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		7	83
	洪水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。	
		流域雨量指数基準	複合基準* ¹
		貝喰川流域=4.8, 刈谷田川流域=22.9, 堀溝川流域=5, 山北川流域=3.6, 椿田川流域=3.2	貝喰川流域= (5, 4.8), 刈谷田川流域= (6, 22.9), 山北川流域= (5, 3.6), 椿田川流域= (6, 2.6)
		* ¹ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。	
大雪 注意報	大雪により被害が予想される場合。 具体的には6時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合である。		
強風 注意報	強風により被害が予想される場合。 具体的には、陸上での平均風速が 4月～9月：12m/s 以上、10月～3月：15m/s 以上になると予想される場合である。		
風雪 注意報	雪を伴う強風により被害が予想される場合。 具体的には、雪を伴う陸上での平均風速が 4月～9月：12m/s 以上、10月～3月：15m/s 以上になると予想される場合である。		
濃霧 注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には、濃霧のため視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合である。		

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加される場合もある。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、気象官署の値で実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合である。

種 類	発 表 基 準
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きいと予想される場合。 2 積雪の深さが50cm以上あって、最高気温が8℃以上、又は24時間で20mm以上の降雨があると予想される場合。
着雪（氷）注意報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には、着雪については気温が0℃付近で並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合である。
融雪注意報	融雪に伴う洪水、山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上と予想される場合。 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上と予想され、かつ日平均風速が5 m/s以上か、日降水量20mm以上が予想される場合。
霜注意報	強風により被害が予想される場合。 具体的には、陸上での平均風速が4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上になると予想される場合である。
低温注意報	低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 11月～4月：日最低気温が平野部で-7℃以下、山沿いで-10℃以下となることが予想される場合。雪を伴う強風により被害が予想される場合。

(注) 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である

イ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、大雨、及びその他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報等に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報等発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。

ウ 注意報・警報の発表・解除及びその他気象情報の発表

注意報・警報の発表・解除及びその他気象情報の発表は、新潟地方気象台が行う。

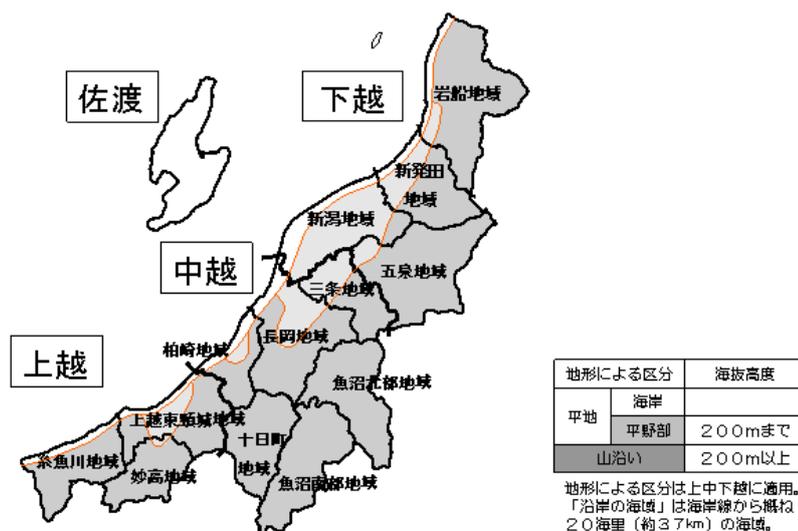
注意報・警報の発表及び解除については、以下の点に注意する。

- (ア) 同時に2つ以上の注意報又は警報を発表する場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- (イ) 1つ又は2つ以上の注意報又は警報が発表された後において、1つ又は2つ以上の注意報又は警報を発表する場合は、前に行われた注意報又は警報は後で発表された注意報又は警報に切り換えられたものとし、注意報又は警報の必要がなくなった場合はこれを解除する

エ 市町村等をまとめた地域

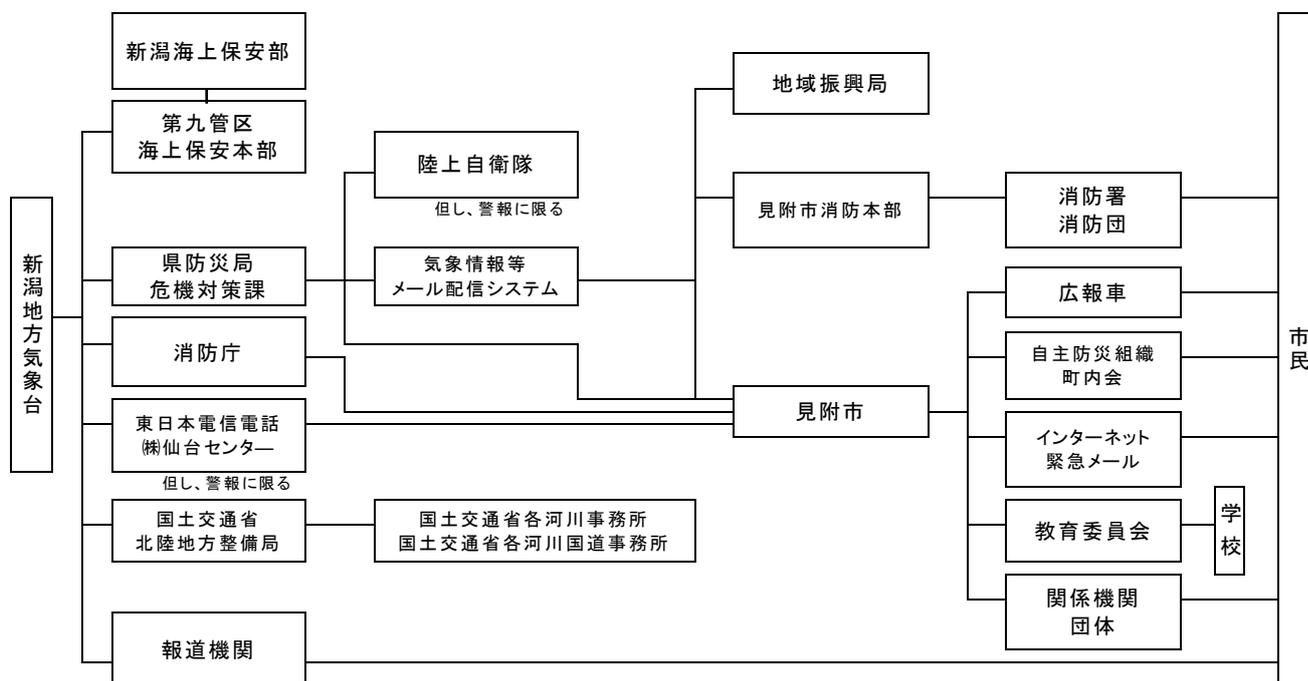
中越	長岡地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
	三条地域	三条市、加茂市、田上町
	柏崎地域	柏崎市、刈羽村
	魚沼北部地域	魚沼市
	魚沼南部地域	南魚沼市、湯沢町
	十日町地域	十日町市、津南町

新潟県注意報・警報対象区域図（市町村等をまとめた地域）



オ 水防警報等の取扱い

第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる
気象注意報・警報等伝達系統図



カ 異常現象発見時における措置

(ア) 異常現象の種別

- a たつ巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c なだれ：建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの
- d その他異常なもの

(イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官に通報する。
- b 通報を受けた警察官は、その旨市長に通報する。
- c (イ)の a または b により通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) 管轄する県地域機関その他関係機関
 - (c) 当該災害に関係する隣接市町村

(2) 市・県の業務

ア 市の業務

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。

イ 県の業務

知事は、(1)ア、イの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、新潟県防災行政無線によるほか、一斉メール、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日

本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

(3) 火災気象通報

ア 県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

イ 火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施地域に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(4) 火災警報

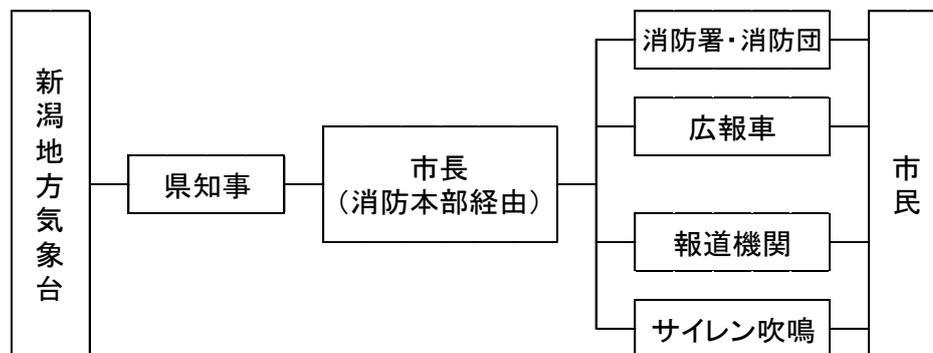
ア 市の業務

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講じるものとする。

市長から「火災警報」が発令されたときは、その市町村の区域に在る者は、当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、火災警報を発令し、又は解除したときは、サイレン吹鳴・広報車・消防車等による呼びかけ等、見附市地域防災計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ 火災警報等伝達系統図



第5節 洪水予報・水防警報伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は自ら災害に備え、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するために、市が伝達する避難情報やその他の機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民と連絡を密にするよう努める。

イ 水防管理団体（市）の責務

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは、水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団及び消防署等関係機関に情報を伝える。

ウ 達成目標

水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を迅速かつ的確に伝達する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

水防管理団体（市）は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者（施設等）への高齢者等避難発令の時機を判断し、あらゆる伝達手段により迅速かつ的確に伝達する。

(3) 積雪期の対応

積雪期・融雪期には、河川等の水位上昇や河道閉塞が発生する懸念があるため、気温や降雨予測等気象情報に十分留意し情報収集を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、水防従事者	水防管理団体（市）	河川の水位、漏水等の状況
水防管理団体（市）	関係行政機関	河川の水位、漏水等の状況

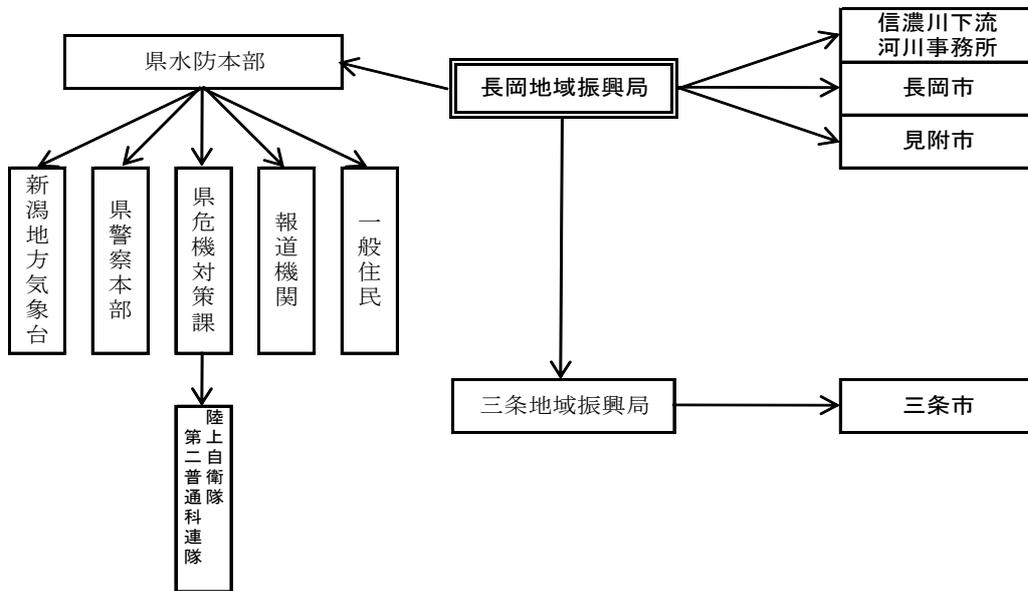
(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
関係行政機関	水防管理団体（市）	気象・河川水位・ダム情報 土砂災害情報
水防管理団体（市）	市民、水防従事者	避難情報、気象・水位情報

3 業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

刈谷田川（栃尾、本明、大堰） 県



4 水防管理団体（市及び水防事務組合）の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体（市）	水防活動の準備・出動 水防資材の準備	市民、消防団、水防協力団体（NPO） 建設業協同組合 消防署
水防管理団体（市）	避難情報の発令	市民、報道機関

(1) 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) ハザードマップの作成

市は災害ハザードマップを作成し全戸配布を行う。

(3) 避難情報の発令

国、県が伝達する水防警報や避難判断推移等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告発令等の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

(4) 浸水想定区域内の避難行動要支援者施設

浸水想定区域内の避難行動要支援者施設の名称及び所在地を資料編に示すとともに、各施設に対して避難準備情報等を迅速かつ的確に伝達する。

(5) 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、新潟県水防計画に定めるところにより、関係者に通知する。

(6) 水防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、水防計画に定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(7) 県所管の水防警報・水防情報提供河川

ア 水位情報周知河川（令和2年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
刈谷田川	栃尾 本明 大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市

イ 水防警報河川（令和2年4月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
刈谷田川	栃尾 本明 大堰	長岡地域振興局	長岡市、見附市、三条市

第6節 災害時の通信確保

【関係部署】 総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や、被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。
- b 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

市から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

イ 活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保するよう努める。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

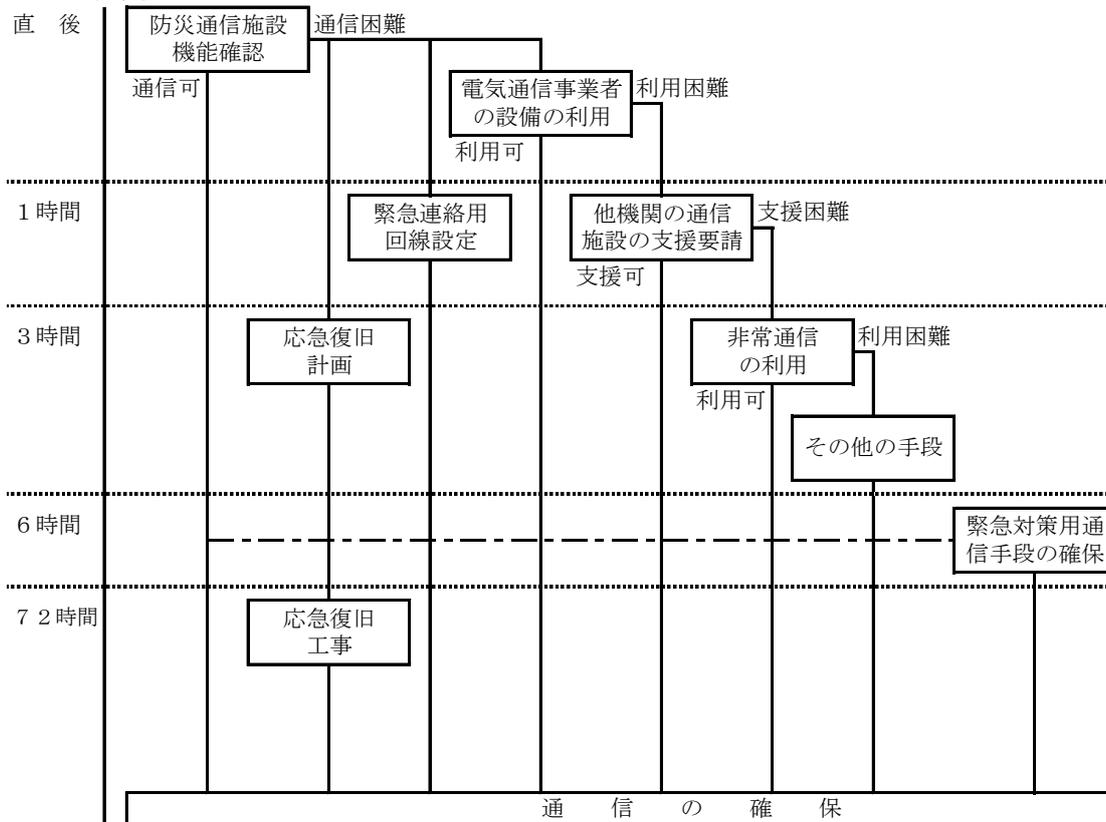
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 防災通信施設の機能確認

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。 	電気通信事業者

(3) 緊急連絡用回線の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者、通信機器販売業者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。 	電気通信事業者、通信機器販売業者等 総務省

(4) 他機関への通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。 	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する防災行政無線設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。 	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。 	信越地方非常通信協議会

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・何れの方法によっても通信の確保ができない場合、使用者を派遣する。 	見附アマチュア無線クラブ

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。 	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 	通信事業者、防災関係機関等

第7節 被災状況等収集伝達計画

【関係部署】総務部、建設部、産業部、上下水道部、消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、防災機関及び市民に各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 市民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市・消防機関の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会、自主防災組織から情報収集できる体制を予め確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

農業施設や公共土木施設等が被災した場合、必要に応じて県に災害報告を行なう。

(ウ) 県の役割

a 県は被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

b 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局に対してヘリコプター、巡視船艇等の情報収集を依頼する。

c 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市町村に提供する。

d 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

e 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

f 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職

員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

- g 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

- h 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(エ) 県警察の役割

- a 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- b ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ県警災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

イ 活動の調整

市は、国、県、他市町村、消防機関、県警察本部、防災関係機関と協力し、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ 達成目標

市は、災害関連情報等を集約し、他市町村、消防機関、防災関係機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達として、町内会、自主防災組織、自治体、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達の多様化を図り、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪期においては、避難時に携帯ラジオを携行し、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町内会、市民等	警察、消防機関、市等	地域の状況、被害状況等

警察、消防機関、市等	県、報道機関	同上
------------	--------	----

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市等	町内会、市民	同上
町内会、市民等		同上

3 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・見附市地域防災計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 ・避難所を開設したとき、又は自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。 	市町村、消防本部、見附警察署
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・県に被害状況を連絡する。 ・避難勧告等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。 	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を市へ報告する。 	

第8節 広報計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

(イ) 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(ウ) 見附警察署

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

(オ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ケ) 市民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 達成目標

災害発生時の各段階における広報を、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 自主防災組織、町内会等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

カ 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

2 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報

(ウ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 手段

(ア) 電話・FAX・メール・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示

(イ) 市民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) テレビ・ラジオ放送局等（市は、平時から事業者との協力体制を整えておく。）への報道依頼

(オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応に関する情報
- (エ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報
- (キ) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (ク) 物資・食糧・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ケ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (コ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
- (キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局

ア 役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報、予報、火山警報等
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ 手段

- (ア) 防災情報システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信

(4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
 - (イ) 利用者相談窓口の開設
 - (ウ) 報道機関への報道依頼
 - (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
 - (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
 - (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (5) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(6) 見附警察署

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
 - (イ) 警察官による現場広報
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (7) その他防災関係機関等

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(8) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

3 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示）をサイレン、メール、電話、FAX及び広報車で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・ 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難・避難指示）を伝達する。 	消防団 自主防災組織 町内会

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険地域の市民に、サイレン、メール、電話、FAX及び広報車等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・ 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 	消防団 自主防災組織 町内会

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続中の避難情報 ・ 避難所の開設等 ・ 医療、救護、衛星及び健康に関する情報 ・ 給水・炊き出しの実施、物資の配給 	
ライフライン 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災による使用不能状況 ・ 使用可能の場合の使用上の注意等 	

公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ ・ 臨時ダイヤ等 	
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒・衛生・医療救護、健康(心のケアを含む) ・ 小中学校の授業再開予定 ・ 仮設住宅への入居 	
ライフライン 関係機関 公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧見込み ・ 災害時の特例措置の実施状況 	

(5) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明の発行 ・ 生活再建資金の貸し付け ・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・ その他生活再建に関する情報 	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く市民に求め、市の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織及び町内会等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者のための相談窓口の設置 	
ライフライン 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者相談窓口の開設 	

第9節 市民等避難計画

【関係部署】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等

a 自らの身は自ら守るため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避を行う。

b 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

・ 高齢者等避難

→ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。

その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

・ 避難指示

→ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。

指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

・警戒区域設定 → 当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

- c 異状を発見した場合は、直ちに市、消防等に通報する。
- d 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。
- e 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

(イ) 市

- a 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から市民に注意喚起の広報を行う。
- b 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、予め設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（高齢者等避難・避難指示）を発令する。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

- c 避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、サイレン、FAX、電子メール、FM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

- d 消防、警察の協力を得て、避難市民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- e 避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に市民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- f 避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部等

ウ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、市民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 市は、予め策定した「避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について町内会等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他の市町村への受入れについては当該市町村に対し直接協議することを基本とする。また、必要に応じ、県に対して他の都道府県への避難に関する助言を求めることができる。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報、気象情報等
市	町内会、市民等	高齢者等避難
町内会、市民等		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、市民等	消防、警察、市	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受け入体制
市	町内会、自主防災組織、市民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
町内会、市民等	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

地域の状況（気象警報、河川情報等） → 危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難の発令

→ 市民及び県、報道機関への情報伝達
避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

↓

避難指示

避難所の準備、開設（それ以外の市民については、避難の準備または避難行動）

→ 市民の安否確認、孤立者等への救助活動

↓

避難

（必要に応じて警戒区域の設定）

→ 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 高齢者等避難開始等

実施主体	対 策	協力依頼先
町内会、自主防災組織、市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況の連絡 ・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請 	市、消防本部、警察署
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設と避難状況の収集・県、報道機関への情報提供と発信 ・要配慮者への対応 	指定避難所設置者、消防本部、警察署、報道機関等
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の把握及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換 	警察署、消防本部

(2) 避難指示

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報、避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡 	報道機関 消防本部、警察署
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防 	警察署、消防本部

(3) 避難誘導、救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難および自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導、救助要請 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・被害情報の提供と発信 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請 	指定避難所設置者、消防本部、警察署等
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換 	警察署、消防本部

第10節 避難所運営計画

【関係部署】 民生部、福祉保健部

1 計画の方針

風水害の場合の指定避難所は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）発出後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難情報の発出がなくても、市民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (ウ) 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。
- (エ) 警察は、避難所の保安等に当たる。
- (オ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

- (ア) 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。(施設の安全確認、職員配置)
- (イ) 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 開設から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるように、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

- (ア) 市は、避難所の運営・管理に当たる職員を遅滞なく配置する。
- (イ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室を確保する。
- (ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- (エ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。
- (オ) 避難者1人当たり1.65㎡(感染症流行時3～4㎡)のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避

- 難者の区画間をできるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識するよう努める。
- (カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
 - (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く配置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
なお、災害発生当初は避難者50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
 - (ク) テレビ、ラジオ等による音声の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
 - (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
 - (コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
 - (ク) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
 - (シ) 男女ペアによる巡回警備や防災ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特にトイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
 - (ス) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
 - (セ) 市は必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - (ソ) 市は指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
 - (タ) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
- (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
 - (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
 - (ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
 - (エ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。

(ホ) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。

(イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

(5) 避難所外避難者の支援計画

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資の等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。また、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防等を周知するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

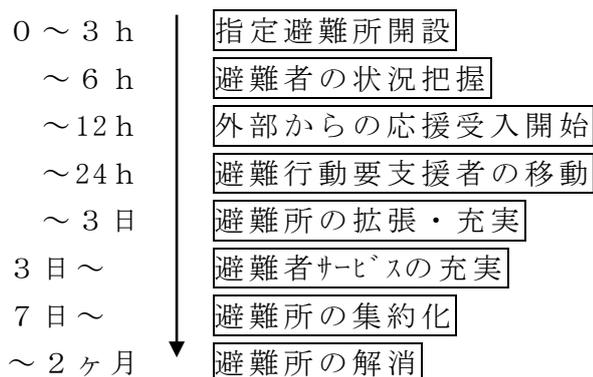
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	見附市災対本部	避難者数、ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	避難所・避難者数、ニーズ
	見附市災害ボランティアセンター	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	支援・供給情報
見附市災対本部	避難所	

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(指定避難所開設～3 h)	県災対本部 施設管理者
	・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認	
	(避難所開設～6 h)	避難者
	・避難者数・ニーズの把握、報告 ・避難所備蓄物資の提供	
	(避難所開設～12 h)	県災対本部 ボランティアセンター 県災対本部 医師会、日赤 保健所
	・避難所運営応援職員の受入	
	・ボランティアの配置	
	・食糧・生活必需品提供の開始	
	・仮設トイレ設置	
	・暖房器具、燃料の手配（冬季）	消防、保健所 福祉施設 介護事業者等
・医療救護班の受入		
・避難行動要支援者支援要員の配置		
○避難行動要支援者の移動（～24 h）		
	・傷病者等の医療機関への搬送	
	・福祉施設等への緊急入所	

	・福祉避難所の開設、要支援者受入	
避難所予定施設の管理者	施設の安全確認（開設～3h） 避難所開設作業への協力	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
警察	・避難所における保安対策の実施 ・市民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （緩衝材、パーティション等設置） ・避難者による自治組織編成	県災対本部 避難者
東北電力	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 市 公衆浴場組合 県旅館組合等 LPガス協会

市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災対本部 ボランティアセンター 〃 電気通信事業者
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第11節 自衛隊の災害派遣計画

【関係部署】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。(公共性の原則)

イ 差し迫った必要があること。(緊急の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1係	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号)401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記7に記載されている要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 派遣部隊の受入体制

県及び市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備 以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	防災機関
防災関係機関	救助における調整、情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備 以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	各自治会等
自治会等	民生支援に対する協力、各避難所等での 協力体制の構築	地域住民

5 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

6 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費

7 派遣要請先

災害派遣要請先	住所等
○第12旅団司令部第3部	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 TEL 025-523-5117 内235 NTTFAX 025-523-5117 FAX切替 内239
○海上自衛隊舞鶴地方総監部 防衛第3幕僚室	連絡窓口 新潟基地分遣隊警備科 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 TEL 025-273-7771 内235 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替
○航空支援集団司令部防衛部 運用課(輸送機・救難ヘリコプ ターの派遣)	連絡窓口 新潟救難隊 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内218 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替

(注) 自衛隊災害派遣要請依頼書：資料編9-4参照

第12節 輸送計画

【関係部署】 総務部、建設部、民生部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点、輸送施設、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の役割

- a 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両等により、市民等を安全な地域へ輸送する。
- b 車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- c 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県の役割

- a 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。
- c 市町村からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- d 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- e 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 警察の役割

- a 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- b 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送施設管理者の役割

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（統括調整部、食料物資部）

ウ 達成目標

(輸送手段の確保)

車両等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。

(緊急輸送ネットワークの確保)

被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

(輸送活動)

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

a 総括的に優先されるもの

- (a) 人命の救助及び安全の確保
- (b) 被害の拡大防止
- (c) 災害応急対策の円滑な実施

b 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 交通規制等の状況
市	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 臨時ヘリポートの確保状況 応援要員及び物資等の輸送需要

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	<ul style="list-style-type: none"> 輸送体制確保についての応援の内容 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
市、警察 道路管理者	関係機関 市民	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保、交通規制の実施状況 渋滞の状況

3 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 事前避難の実施 	自主防災組織、県（災害対策本部統括調整部）

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
輸送施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。 	
警察 道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。 	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。 	他市町村 県（災害対策本部統括調整部）

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。 	市 施設管理者
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。 	県 施設管理者

<物資輸送拠点の機能>

- ア 他地域からの救援物資の一時集積・分類
- イ 緊急物資の一時集積・分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(注)大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。

<物資輸送拠点における県及び市の業務>

- ア 物資輸送拠点への職員等の派遣
輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。）
- イ 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達
インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- ウ 物資輸送拠点から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- エ 県災害救援ボランティア本部等との協働
物資輸送拠点における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、県災害救援ボランティア本部や、見附市災害ボランティアセンター等との協働を図り、交代要員の確保に留意する。

(5) 緊急通行車両の確認

実施主体	対 策	協力依頼先
警察	・ 緊急通行車両の確認 (国、市町村、公共的団体及びその 他の者が所有する車両(知事が確認 する車両以外の車両))	

(6) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 車両等の輸送手段が調達不能となっ た場合など、円滑な輸送体制の確保 が困難である場合は、他の市町村又 は県に応援要請を行う。	県(災害対策 本部統括調整 部) 他市町村

(7) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 輸送計画に基づき、輸送を実施する。	県(災害対策本 部食料物資部) 他市町村
県	・ 各部局は、それぞれの配車計画及び 運行計画により所管車両等を運行す るものとするが、必要に応じ、県災 害対策本部(統括調整部総務局)が 集中管理して運用する。 ・ 緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸 送が困難な場合は、関係機関と協力 してヘリコプターで空輸する。	陸上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上 保安本部

緊急時輸送施設及び輸送拠点(地域振興局等管内別)

地区名・施設名	名 称	所 在 地	へり 発着	
三条管内	県施設	三条総合庁舎、その他県施設	三条市興野 1-13-45	中
	J Rターミナル	東三条駅、加茂駅		×
	車両ターミナル	中越運送(株)三条支店三条ターミナル 日本通運(株)三条支店三条ターミナル	三条市大字柳川新田 987-1 三条市大字猪子場新田 1072	× 中
長岡管内	市施設	道の駅パティオにいがた	見附市今町 1-3358	
	県施設	長岡地域振興局、その他県施設	長岡市四郎丸町 173-2	×
	J Rターミナル	長岡駅、見附駅		×
	車両ターミナル	新潟福山通運(株)長岡支店長岡ターミナル トナミ運輸(株)長岡支店長岡ターミナル	長岡市新産 3-4-1 長岡市新組町 2339	中 中

第13節 警備・保安及び交通規制計画

【関係部署】総務部（警察）

1 計画の方針

(1) 基本方針

見附警察署及び県警察本部は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 大規模災害に備えての措置

見附警察署及び警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

(1) 警察施設の耐久性の点検、補強等

(2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実

(3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実

(4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保

(5) 県警備本部の代替施設の確保

(6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄

(7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握

(8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握

(9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保

(10) 関係機関との連絡体制の整備

(11) 交通信号機への電源付加装置の設置等の確保

3 警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に新潟県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）を、また、見附警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

イ 警備要員の確保

(ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行

う。

(イ) 見附警察署職員は、市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

a 自然災害により、多数の死傷者、家屋の倒壊等大規模な被害が発生したとき。

b 災害対策基本法第 105 条に規定されている「災害緊急事態」の布告があったとき。

(ウ) 参集場所は、原則として見附警察署各所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通部隊、特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。

また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

気象予報(注意報、警報)、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達する。

イ 被害実態の把握

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊(班)の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、見附市災害対策本部(防災担当課)へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 市民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 市・消防等の活動状況
- 災害拡大の見通し
- 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- 電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向

○電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し

○被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索および救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市町村、消防機関、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、見附警察署、主要交番、その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市町村等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施にあたっては、本章第9節「市民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、市民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の市民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 駅、学校、病院、福祉施設等多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種臨時通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

(ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。

(イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

(ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。

(イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にして、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。

(ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。

(オ) 自治会、商店会、消防団等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。

(カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・市、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

(キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 市民に対する広報活動

(ア) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全

と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項(例示)

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段(例示)

- a 報道機関への情報提供
- b 警察官による現場広報
- c インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)

コ 相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市に引き継ぐ。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県・市

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・見附市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制を実施する。

ア 市内への一般車両の流入制限

市内に流入する車両のうち、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けた車両(以下「緊急通行車両」という。)以外の車両の流入を極力抑制する。

イ 被災地域に向かう車両の走行抑制

被災地域に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

ウ 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

エ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において検問所を開設し、必要な交通規制を実施する。

(ア) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

北陸自動車道、国道8号

(イ) 必要な交通規制等を行うための検問所を次のとおり設置する

路線名	設置場所	
国道8号	糸魚川市	道の駅越後市振の関

オ 緊急交通路等の指定

主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

カ 緊急交通路等における車両等の措置

(ア) 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は

路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

- (イ) 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き、撤去の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

キ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

ク 主要信号機の確保

停電により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機等により電源を確保する。

(3) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続き等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
 - (イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・上下水道その他応急措置に関するもの
 - (ロ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
 - (ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
 - (ニ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
 - (ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
 - (ヘ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの
 - (ヘ) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) 上記のほか、災害の発生の防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	○国、市、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○県警察本部交通規制課 ○各警察署 ○交通検問所

ウ 緊急通行車両の事前確認届出

- (ア) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは市との契約等により常時市が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届済証を交付する。
- (イ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両としての確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行う。

エ 緊急通行車両の標章等の交付

- (ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付する。

- (イ) 緊急通行車両の確認及び標章等の交付は、受理簿により処理する。
 - (ウ) 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とする。
 - (エ) 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。
- (4) 自動車運転者のとるべき措置
- 平素から関係機関の協力を得て、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。
- ア 走行中のとき
- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
 - (イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- イ 避難するとき
- 避難するときは、車両を使用しないこと。
- (5) 関係機関との協力
- 交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。
- (6) 広報
- 交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第14節 消火活動計画

【関係部署】 消防本部

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。
- (イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ御活動に当たる。
- (ロ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と共同で適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。
- (ハ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応にあたる。
- (ニ) 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市民の対応

- (ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- (イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

イ 消防機関の対応

火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

2 情報の流れ

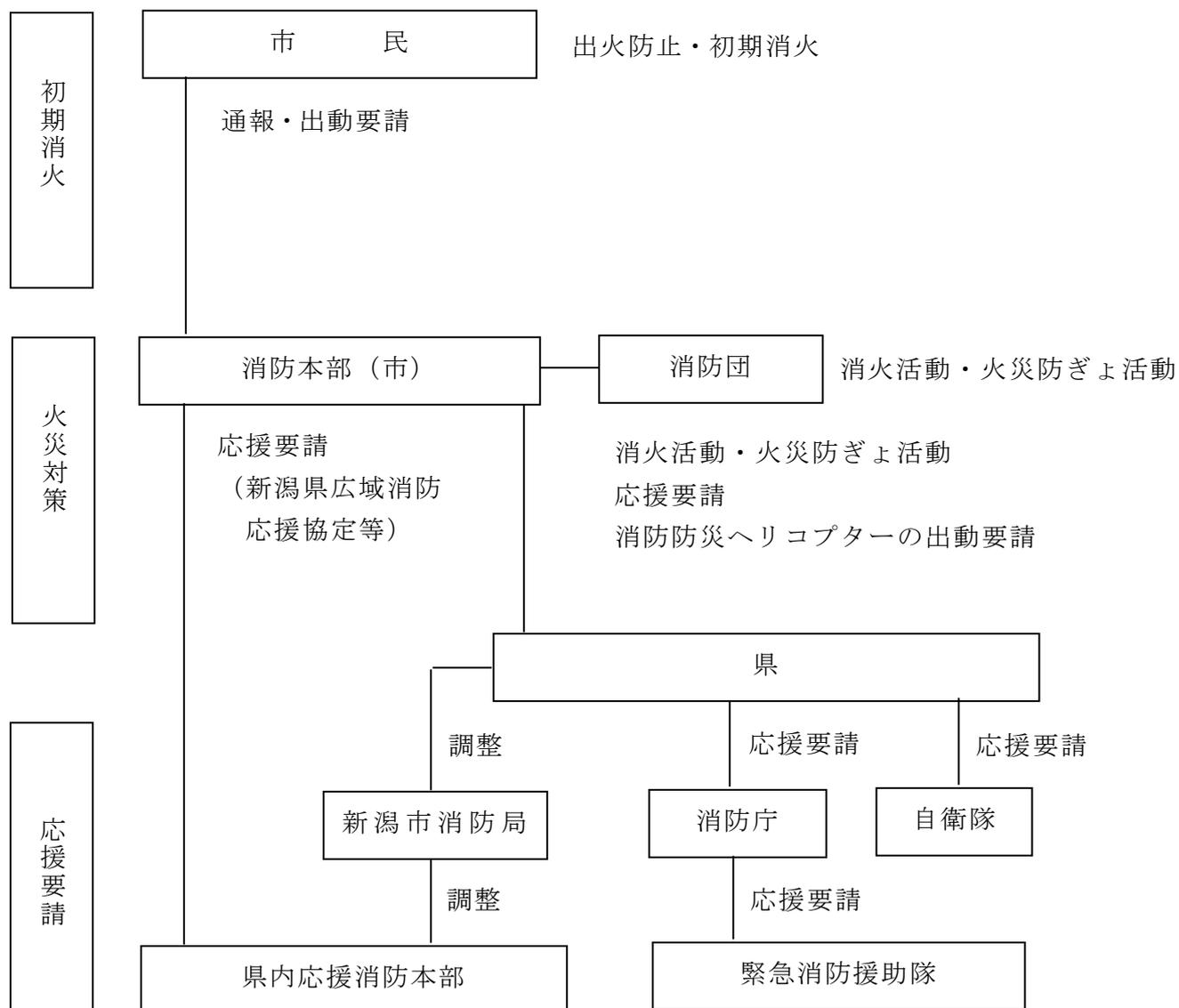
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民	消防本部・消防団	出火・延焼等
消防本部・消防団	市	出火・延焼・消火活動・応援要請等
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部 (大規模火災の場合) 県	出火、延焼、消火活動 応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)等
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼・消火活動・緊急消防援助隊応援要請・自衛隊要請等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防本部・消防団	市民	出火・延焼・避難・消火活動等
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市・消防本部 県	県内広域応援出動等
県	市・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期の火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	<p>市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や火災発生時の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>(1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。</p> <p>(2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。</p> <p>(3) 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>	
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織等は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関等の到着までの間、極力自力消火、救助活動を行う。</p>	
消防団	<p>消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。</p> <p>(1) 消防団の参集・出動 火災を覚知した場合は、速やかに参集し、出動を準備する。</p> <p>(2) 火災発生 of 広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>(3) 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>(4) 消火活動 消防署所消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>消防本部は、火災が発生した場合、消防団とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>(1) 消防職員の招集</p> <p>火災発生時における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>(2) 火災情報の収集</p> <p>119番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団、自主防災組織等及び市民からの情報を収集する。</p> <p>(3) 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。</p> <p>(イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車輛の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>(4) 火災防ぎょ活動</p> <p>(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。</p> <p>(イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>(ウ) 避難者収容施設、救援物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>(5) 消防水利の確保</p> <p>消防機関は、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保に努める。</p>	
県	<p>県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、自ら又は消防本部の協力を得て、消火活動等を行う。</p>	

(3) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
市	<p>市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	
新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、県内広域消防相互応援等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援等を行う。</p>	

<p>県</p>	<p>ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、緊急消防援助隊調整本部を防災局消防課又は県災害対策本部統括調整部もしくは市町村等に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県</p>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

5 県消防防災ヘリコプターの要請

(1) 市長又は消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で速報連絡するものとする。

緊急運航の要請連絡先

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

新潟県消防防災航空隊 住所 新潟市東区松浜町新潟空港内
電話 025-270-0263, 0264, 0395
FAX 025-270-0265
携帯電話 090-8943-9409, 9410

午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分まで

- ① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話に連絡する。
- ② 夜間運航を要請する場合
県庁警備員室 電話 025-285-5511

(2) 速報後、「消防防災航空隊出場要請書」を作成し、ファクシミリで(夜間の場合は翌朝)航空隊事務所へ送付する。(注) 消防防災航空隊出場要請書:資料編 9-5 参照

第15節 水防活動計画

【担当部署】 総務部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

- ・ 市民は水防管理者（市長）又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
- ・ 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理団体（市）、水防団、消防機関に直ちに連絡する。

イ 水防管理団体の責務

- ・ 水防管理団体は豪雨、洪水により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 県の責務

- ・ 県は豪雨、洪水により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が水防活動を十分に実施できるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、水防警報や避難判断水位等の水位情報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。

エ 達成目標

- ・ 水防管理団体、県が協力し、豪雨、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

(2) 危険地域の市民の避難・誘導

水防管理団体は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容させる。

(3) 積雪に対する対策

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞や水位上昇など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

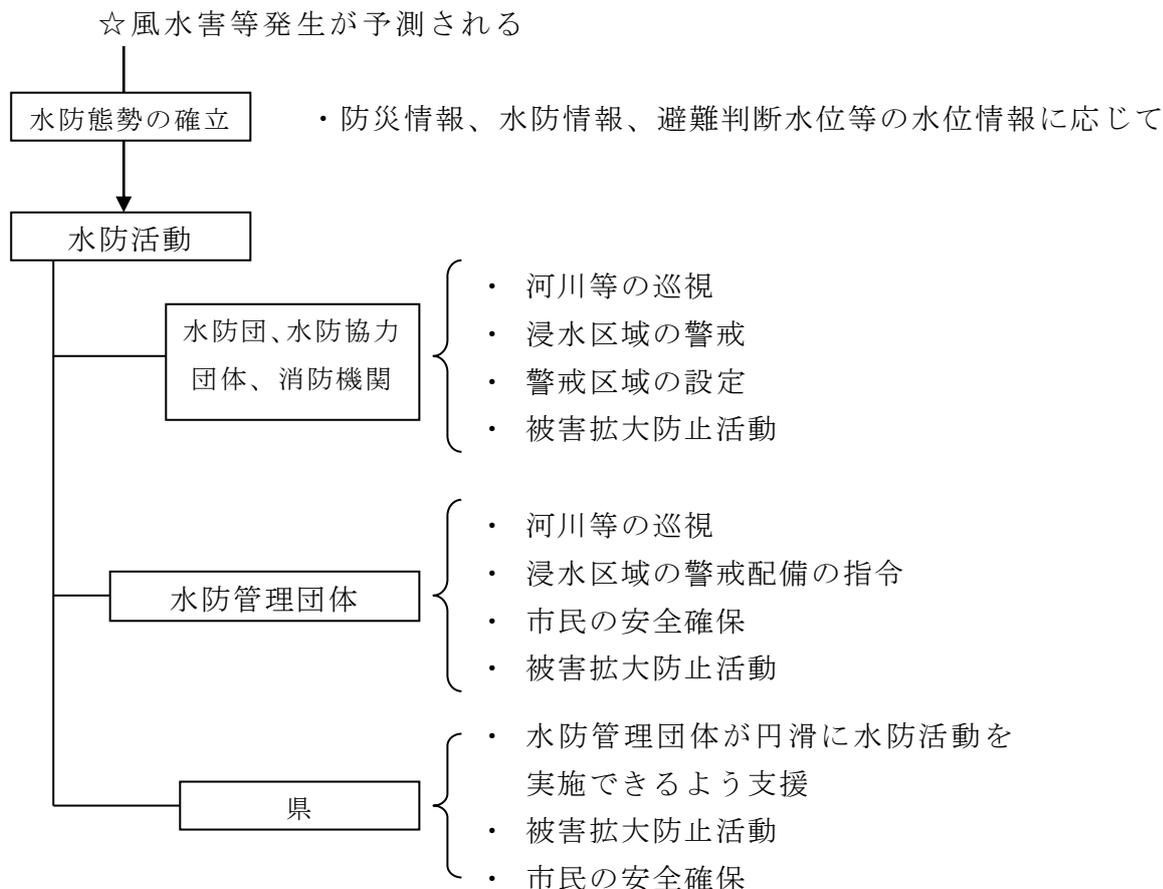
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	水防団 水防協力団体 消防機関	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
水防団 水防協力団体 消防機関	水防管理団体	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況
水防管理団体	県	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	水防管理団体	防災情報、水防警報、避難判断水位等の水位情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体	水防団 水防協力団体 消防機関	防災情報、水防警報、避難判断水位等の水位情報 その他円滑な水防活動に資する情報
水防団 水防協力団体 消防機関	市民	防災情報、水防活動の状況 避難等に係る情報

3 業務フロー



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、各水防管理団体の水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
県	気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視（資料編 7-8 河川関係重要水防区域 参照）

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	水防支部長又は消防機関の長、水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
水防管理団体	水防管理者（市長）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川管理者
県	県は必要に応じ河川・海岸巡視を実施するとともに、水防管理者（市長）又は消防機関の長、水防協力団体の代表者より連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	河川管理施設は、はん濫等の災害から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 (1) 河川施設 ・河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所 ・過去にはん濫被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	
水防管理団体	適時に水防団、消防機関が浸水被害の警戒にあたれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、水防支部長、水防団員、水防協力団体の構成員、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。</p>	警察機関

(5) 市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者（市長）は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に避難させる。 ・市民に対する避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 <p>特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。</p>	警察機関 自衛隊
県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
水防団 水防協力団体 消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・水防管理者（市長）は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 	
水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長、水防協力団体の代表者、消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（所管の国土交通省各河川事務所長、土木部関係地域機関の長、保線区長、警察署長及びはん濫影響が予想される方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 ・水防管理者（市長）は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。 	
水防本部又は水防支部（県）	<p>洪水、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除 ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動 	

(7) 水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>水防本部及び水防支部は、水防管理団体が円滑に水防活動できるように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・水防警報、避難判断水位等の水位情報の通知と市民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資材の提供 	

参考：水防計画

第16節 救急・救助活動計画

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。
- (イ) 市は、直ちに見附市地域防災計画の定めるところにより、医師会及び歯科医師会などと協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は見附市地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署・所及び消防団は直ちに救急・救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、必要に応じて各種消防相互応援協定及び県が定める緊急消防援助隊受援計画並びに県・見附市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ 達成目標

- (ア) 市民又は市民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。
- (エ) 市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。
- (オ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

地域住民、市、警察及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防、警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急救助、応援、ヘリの出動
消防本部、警察署	市民、消防団など	救急救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、消防団、地域における初動対応



消防本部、警察等の救急・救助隊等による救急・救助



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 市民、消防団、消防本部、地域における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市民	<p>ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。</p> <p>イ 電話等通常連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行車はこれに協力する。</p> <p>ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応</p>	<p>消防署（所）</p> <p>警察署</p> <p>消防団</p> <p>自主防災組織</p> <p>市</p> <p>県</p>

	ずるものとする。	
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て初動時の救急・救助活動を実施する。	消防署（所） 警察署 市 市民（自主防災組織含む） 等
消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市、警察署 等

(2) 消防本部の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	<p>ア 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救急・救助隊を編成する。</p> <p>イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。</p> <p>ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。</p> <p>エ 必要に応じ、県警察に救急救助活動の応援を要請する。</p>	<p>消防団 県</p> <p>警察署</p>

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	<p>ア 医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。 また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。</p> <p>ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。</p>	<p>医師会 医療機関 医療器材業者 警察署 県</p>
消防本部	ア 広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	<p>県地域医療政策課 医療機関 医師会</p>

新潟 DMAT	<p>ア 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。</p> <p>イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。</p> <p>ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。</p> <p>エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。</p> <p>オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。</p>	<p>県 消防本部</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
<p>市 消防本部 医療機関 その他</p>	<p>市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。</p> <p>ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。</p>	<p>県 県警察</p> <p>要請方法及び連絡先等は資料編を参照。</p>

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
<p>市 消防本部 医療機関 その他</p>	<p>市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。</p>	<p>県</p>

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
<p>消防本部</p>	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに県内広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、県が定める緊急消防援助隊</p>	<p>隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県</p>

	<p>受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部 広域応援・救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。</p>	
市	<p>市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもって救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。</p>	<p>県（防災局） 自衛隊</p>

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	<p>市及び消防本部は、県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動にあたる。</p>	<p>県内消防応援隊 緊急消防援助隊 自衛隊</p>

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	<p>市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県もしくは警察署等に要請を行う。</p>	<p>県 県警察</p>

第17節 医療救護活動計画

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、医療機関等から必要な情報収集を行う。

(イ) 市は、県と情報共有し、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

(ウ) 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(オ) 新潟 DMAT 指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟 DMAT を派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(カ) ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）は、災害発生時に市からドクターヘリの派遣要請があった場合、又は県から出動指示があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

イ 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

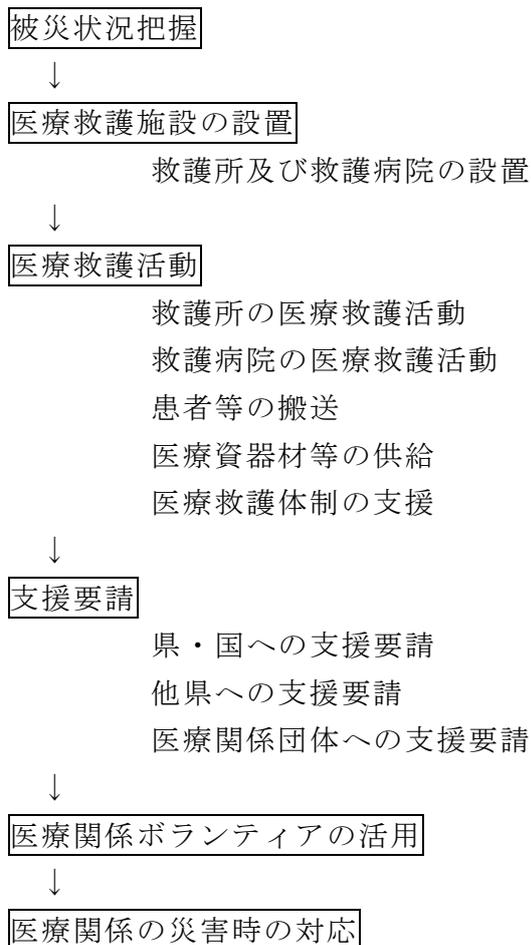
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市 保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣要請
病院	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
保健所	市	救護センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリの派遣

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



4 業務の内容

(1) 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	見附市立病院について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況	

	オ 医療資器材等の需給状況	
県地域医療政策課	ア 救護所の設置状況 イ 救護所及び医療機関への交通	市

(2) 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。</p> <p>〈救護所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見附市立見附小学校保健室 学校町1丁目3-89 TEL62-0141 ・見附市立見附第二小学校保健室 杉沢町3561番地 TEL62-0314 ・見附市立名木野小学校保健室 名木野町714番地 TEL62-0091 ・見附市立田井小学校保健室 田井町306番地 TEL62-0479 ・見附市立葛巻小学校 見附市反田町10番地 TEL62-0689 ・見附市立新潟小学校保健室 新潟町2478番地 TEL62-0685 ・見附市立上北谷小学校保健室 牛ヶ嶺町1292番地 TEL62-0986 ・見附市立今町小学校保健室 今町6丁目19-1 TEL66-2069 ・見附市立見附中学校 見附市島切窪町644-2 TEL62-0141 ・見附市立南中学校 見附市名木野町714番地 TEL62-0987 ・見附市立今町中学校保健室 今町4丁目1-7 TEL66-2371 ・見附市立見附西中学校保健室 市野坪町127番地 TEL62-0688 	<p>医師会 歯科医師会</p>

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>ア 救護所の医療救護活動</p> <p>設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行</p>	<p>医師会 歯科医師会 救護病院（見</p>

	<p>う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動）</p> <p>(イ) 救護病院、災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送</p> <p>搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給</p> <p>医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p>	<p>附市立病院） 災害拠点病院（長岡赤十字病院・済生会三条病院）</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(4) 支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	医師会又は歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	医師会 歯科医師会
医師会 歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

(5) 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア活動組織及び市社会福祉協議会と情報共有し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。	県 災害救援ボランティア本部 市社会福祉協議会

(6) 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	災害時には、医療救護活動を可能な限	

(見附市立病院等)	り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	
-----------	------------------------------------------------------------------------	--

第18節 防疫及び保健衛生計画

【関係部署】 民生部、福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害時には、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。
- ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。
- エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

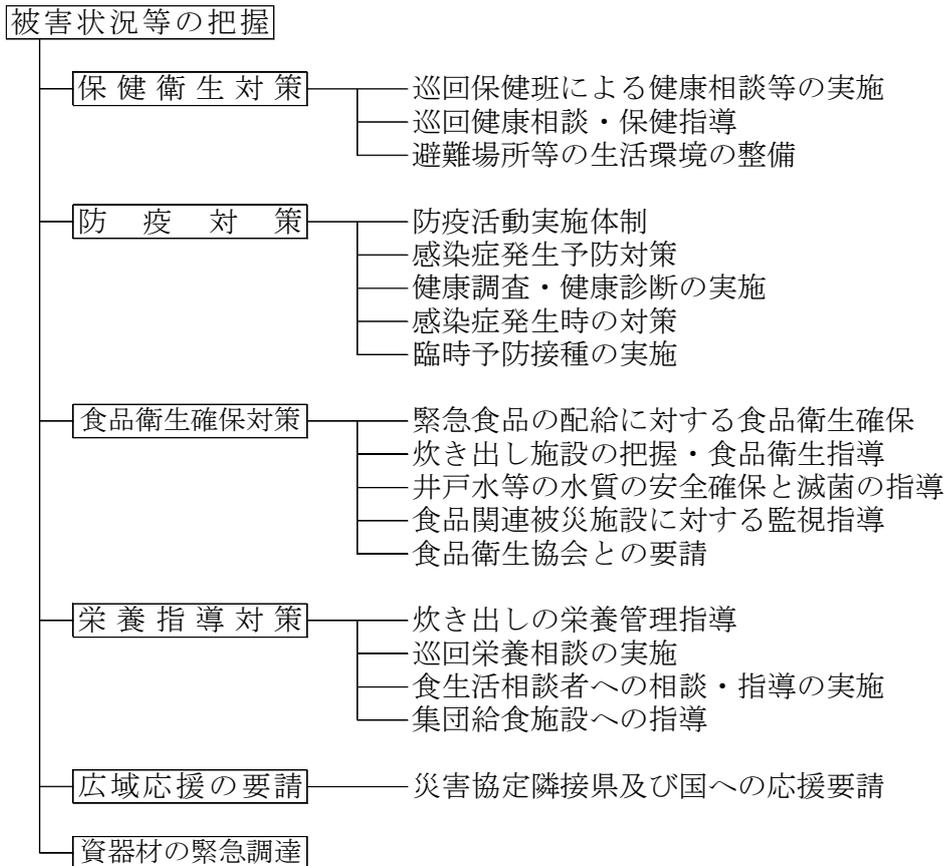
雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 被害状況等の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	ア 被災者の避難状況把握、県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難場所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類、寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠、休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (キ) プライバシーの保護

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	ア 防疫活動実施体制 (ア) 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ 感染症発生予防対策の実施 (ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 (イ) 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導。台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 (ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施。なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 (エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (オ) ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内）。 ウ 感染症発生時の対策実施 (ア) 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 エ 食品関連被災施設に対する監視指導 オ 食品衛生協会への要請

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 炊き出しの栄養管理指導 イ 巡回栄養相談 ウ 食生活相談者への相談・指導 エ 集団給食施設への指導

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成、実施 イ 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供 イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ 緊急時の防疫資器材等の調整

第19節 こころのケア対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより避難行動要支援者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

エ 県の責務

(ア) こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

(イ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し市町村を支援する。

(ウ) 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

(エ) ケアセンターを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(オ) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の体制整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(3) 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

2 情報の流れ

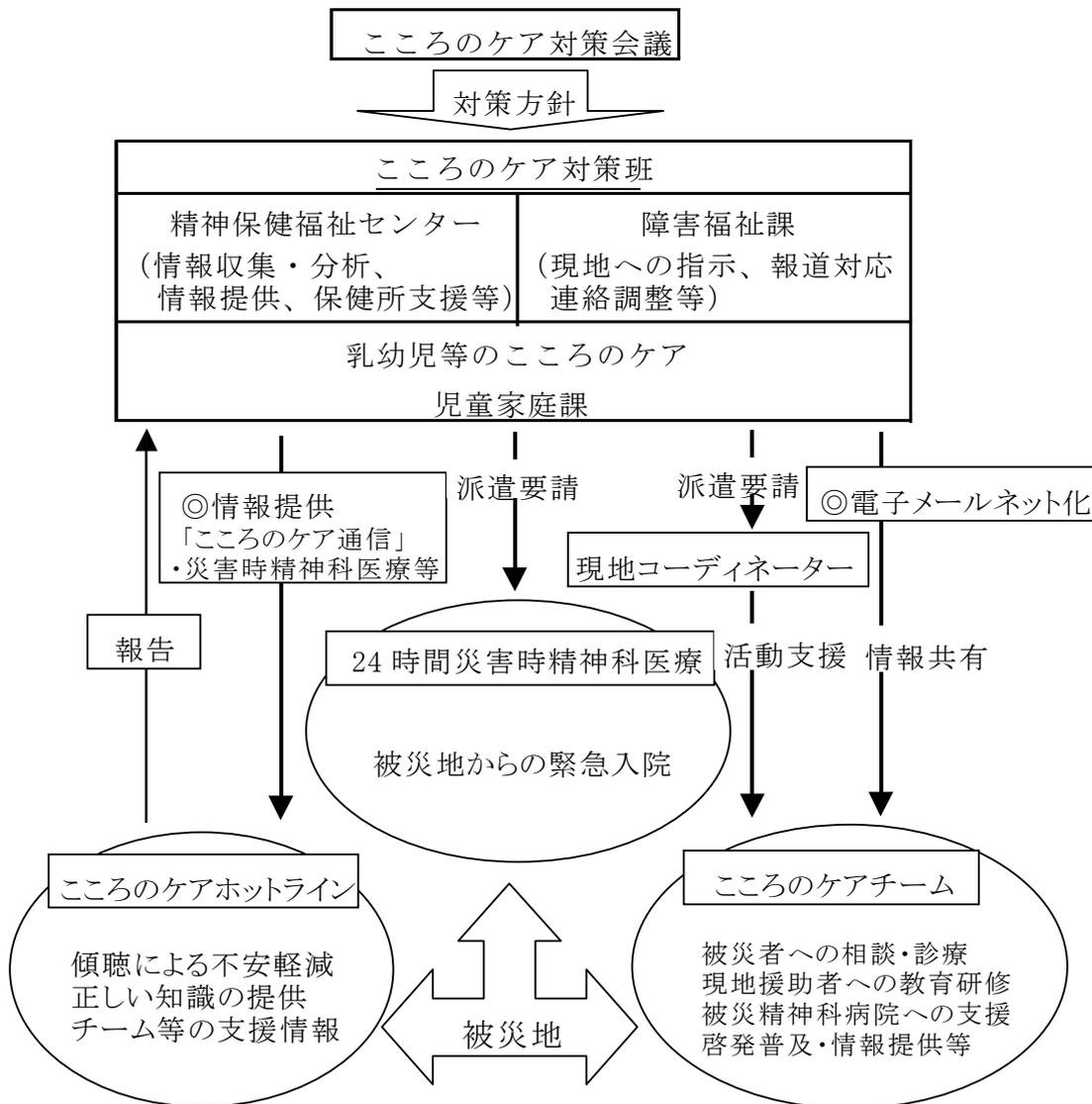
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	市	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の生活状況・ニーズ 精神障害者の医療状況等について
市	保健所 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ケアチーム派遣の要否 ケアに係る情報及びニーズ 精神障害者の医療状況等について 医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	健康対策課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ケアチーム派遣の要否 ケアに係る情報及びニーズ 精神障害者の医療状況等について 社会復帰施設等の状況について
県	こころのケア対策会議	<ul style="list-style-type: none"> 集約されたケアに係る情報及びニーズ 精神障害者の医療状況等について 社会復帰施設等の状況について

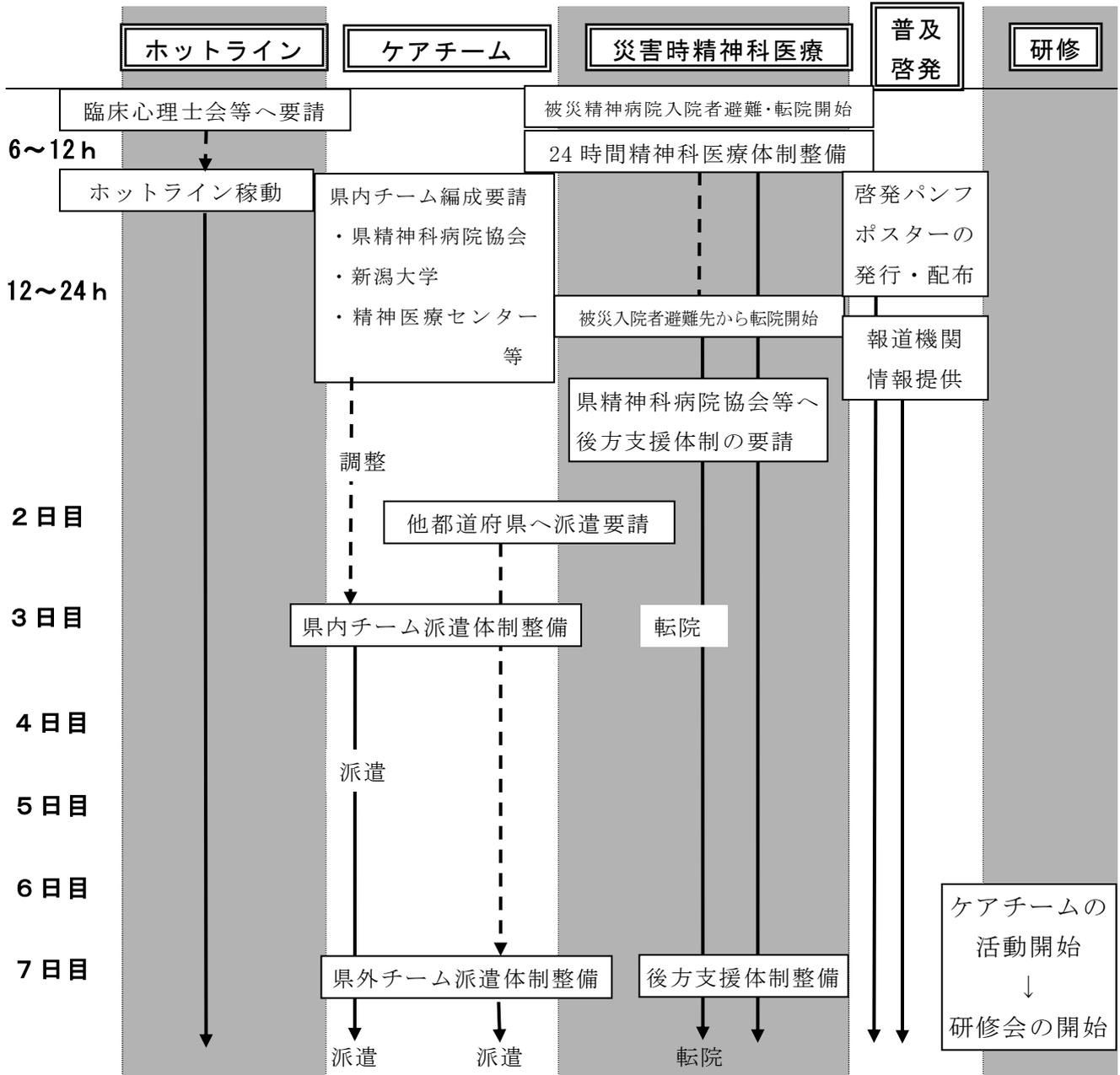
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	◎こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関	◎こころのケア対策情報 <ul style="list-style-type: none"> こころのケアチーム派遣 こころのケアホットライン設置 災害時精神科医療体制 啓発普及 関係者への研修
保健所 児童相談所	市	◎こころのケア対策情報 (上記内容)
報道機関・市	被災者	◎こころのケア対策情報 (上記内容)

3 業務の体系



☆災害発生



4 業務の内容

(1) 「こころのケアホットライン」による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談 ・新潟ユニゾンプラザハート館内に設置 	県臨床心理士会等

(2) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の要請に基づき県内外のケアチームを被災地に派遣し、急性ストレス障害及び在宅精神障害者の医療の確保等に対応 ・精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職などからなるチームを派遣 ・保健所及び児童相談所職員等からなる現地コーディネーターを派遣してケアチームを支援 	県内精神科病院 県精神保健福祉士協会 国・都道府県 日本精神科病院協会等

(3) 災害時精神科医療体制の整備

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地からの緊急入院患者等に対応するため 24 時間体制の精神科医療を確保 ・24 時間精神科医療を維持するため、県精神科病院協会等協力により空床確保等の後方支援体制確保 ・被災した精神科病院入院患者の転院先の確保 	県立病院 県精神科病院協会 県内精神科病院 近隣県

(4) 被災者への啓発普及

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレット・ホームページ等により伝達 ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者にこころのケアに関する情報を提供 	市町村 報道機関

(5) 援助者への教育研修

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 保育士や学校教師、ケアマネージャ等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施 ボランティア、開業医、行政職員等支援者自身のこころのケアのための研修を実施 	精神科病院 県精神保健福祉士会等関係機関・団体

第20節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

【関係部署】教育部、福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 県の責務

- a 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- b 被災市町村の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。
- c 被害規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(イ) 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ウ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(エ) 学校の責務

- a 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。
- b カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施。
- c 教員による児童生徒への早期カウンセリングの実施。

イ 活動の調整

県教育委員会、市教育委員会

ウ 達成目標

(ア) 災害救助法適応された市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめぐりに「該当学校教員への説明会」を実施。

(イ) 災害救助法適応市町村の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめぐりにカウンセラー派遣を開始。

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付。

(3) 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活

動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけではなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、災害時の心の健康についての情報も県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
学校	県教育委員会	こころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成

↓

説明会の実施

↓

こころの健康調査の実施とスクリーニング

↓

カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握	

第21節 廃棄物の処理計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

a ごみ処理

- (a) 避難所での生活ごみについて、市町村の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (b) 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力する。
- (c) ごみの野焼き、便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での不法投棄等を行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。

b し尿処理

- (a) 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市の責務

a ごみ処理

- (a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ一時保管場所の設置及び管理を行う。
- (b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。
- (d) 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された水害ごみの早期収集に努める。
- (e) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。
- (f) ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

b し尿処理

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画

(し尿処理対策) を策定する

(d) し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

c がれき類処理

(a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

(b) 損壊家屋の被害状況を把握し、がれき類の発生量を推計し、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定する。

(c) がれき類が大量に発生する場合は、一時保管場所を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。

(d) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(ウ) 県の責務

a 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

b 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部衛生廃棄物班）見附市災害対策本部（民生部）

ウ 達成目標

(生活ごみ収集)

a 河川の決壊等により、泥水を被った生活ごみ等は、腐敗が早いことから、おおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。

(し尿収集)

b し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

(がれき類の収集)

c がれき類の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

2 情報の流れ

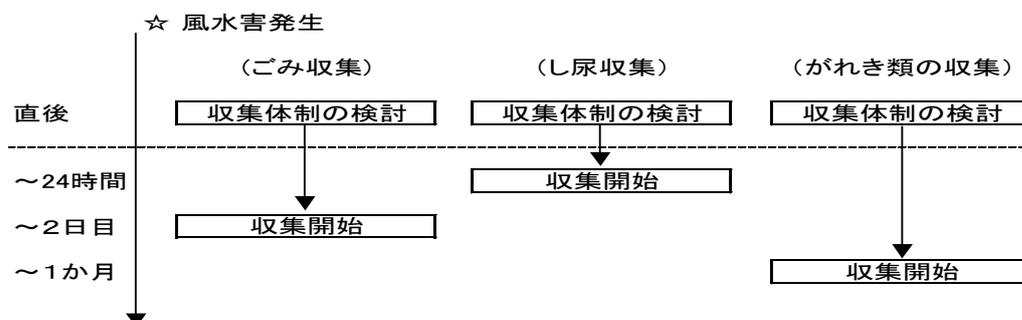
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う避難所等のごみの分別、排出に協力する。 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別、排出を行う。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみ、粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 避難所のごみ収集体制を整備する。 家庭からのごみの分別、排出方法等について市民に周知する。 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 必要に応じ、一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 必要に応じ、ごみ収集にボランティア派遣を行う。 	県災対本部 近隣市町村 関係団体 市災害ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。 	協定団体等 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。 	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市町村のし尿収集に協力する。	市
市	・し尿処理の実施計画を策定する。 ・市民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。	協定団体等 県
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地 方環境事務所
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(3) がれき類処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力する。	市
市	・緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 ・がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。 ・市民にがれき類処理の方法を周知する。 ・がれき類の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 ・必要に応じ、がれき類の一時保管場所を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、がれき類処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内市町村 環境省関東地方環境事務所

環境省関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(空白)

第22節 トイレ対策計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。
(被災者への供給を行う。)
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(ウ) 県の責務

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(トイレ利用の確保)

- a トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設後	～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレによるトイレ確保 ・トイレトレーラー設置 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃	～1日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃	12時間～2日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃	2日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

(トイレ用品の確保)

- b トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

(トイレ管理の実施)

c トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

- ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

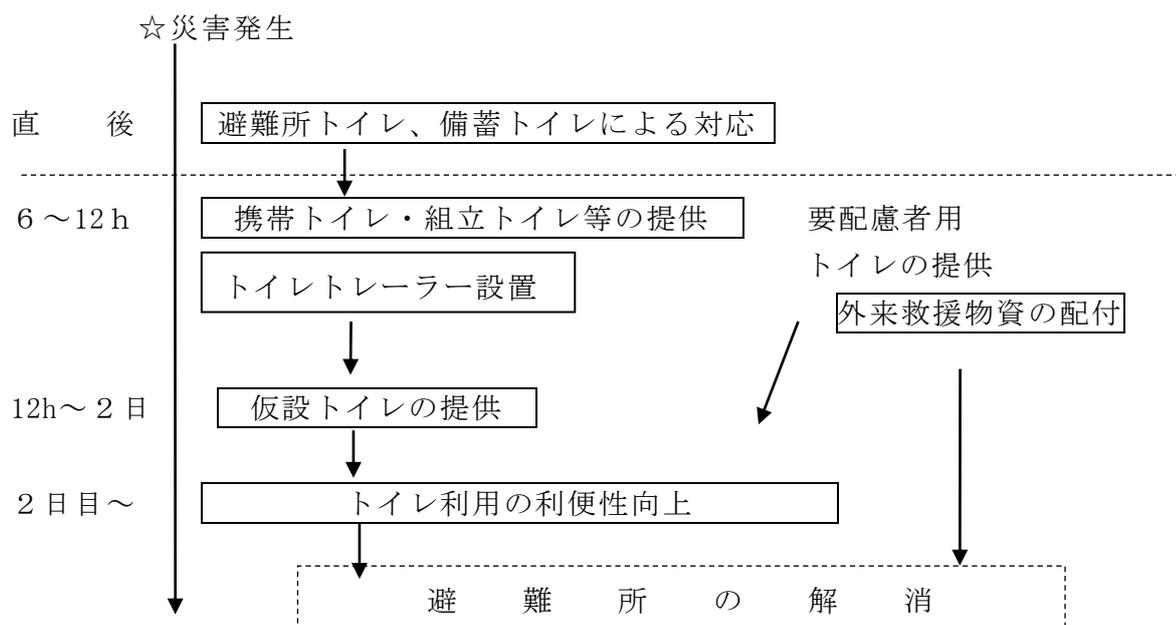
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトレーラーによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトレーラ等の適切な利用方法を周知する。 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。 社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。 	県災対本部 社会福祉協議会 ボランティア本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。 	県トラック協会

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握す 	自治会長等

	<ul style="list-style-type: none"> る。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・調達が困難な場合は県に調達の代金を依頼する。 	<p>企業・団体等</p> <p>県</p>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。 	<p>企業・団体等</p> <p>他都道府県</p>

(3) トイレ等義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ送付された救援物資を受入・保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する 	

第23節 入浴対策計画

【関係部署】福祉保健部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- b 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- c 県への支援要請

(イ) 県の責務

- a 自衛隊に対する入浴支援要請
- b 県内市町村及び隣接県への協力要請
- c 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

イ 活動の調整

県災害対策本部（被災者救援部）、市町村災害対策本部

ウ 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から3日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保
- イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

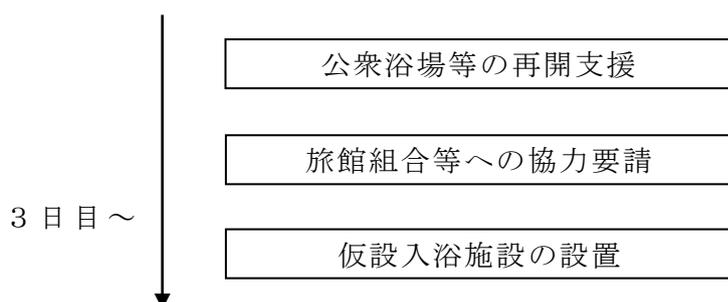
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	入浴施設 管理者等

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。 	県災対本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。 	自衛隊

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の旅館組合等への協力要請を行う。 ・ 入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。 	旅館組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。 	旅館組合等

第24節 食料・生活必需品等供給計画

【関係部署】 総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民の責務

市民は、避難に当たり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行するよう心掛ける。

(イ) 市の責務

- a 被災者への物資等の供給を行う。
- b 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- c 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- d 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- e 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら相互に協力するよう努める。

(ウ) 県の責務

- a 必要に応じて、物資拠点を開設する。
- b 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。
- c 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- d 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら相互に協力するよう努める。

イ 活動調整

県災害対策本部（食料物資部）、見附市災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

避難～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

避難12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

避難 24 時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

避難 72 時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(1) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、手揉みカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

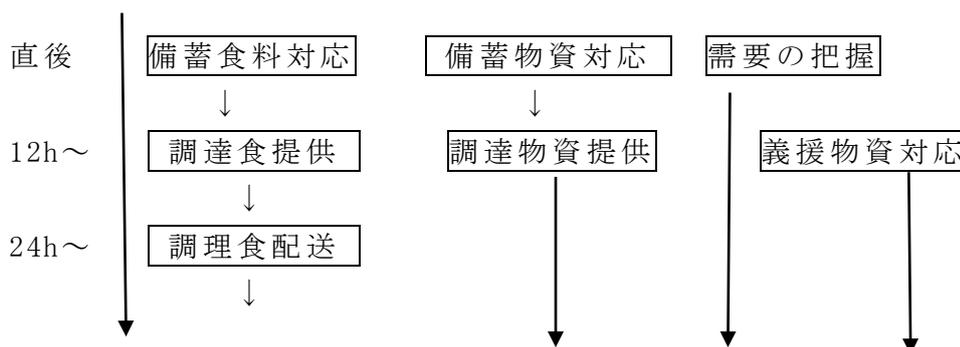
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	見附市災対本部	被災地ニーズ
見附市災対本部	県災対本部	集約された被災地ニーズ
県災対本部	協定先企業、他県	調達情報

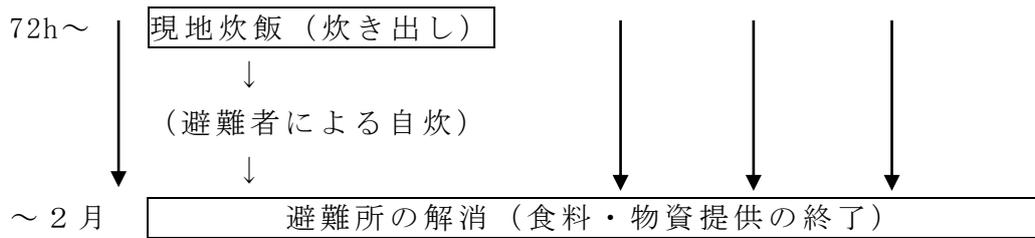
(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災対本部	見附市災対本部	供給予定情報
見附市災対本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆住民避難





4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食糧・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う	県、日本赤十字社新潟県支部、社会福祉協議会、ボランティアセンター、町内会、地域コミュニティ等
県 日本赤十字社 新潟県支部	・必要に応じて、物資拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	県トラック協会 自衛隊

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難12h～24h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	町内会、地域コミュニティ等 協定業者等 県
県	・市町村からの要請に基づき、物資等の調達を代行し市町村又は避難所へ	協定事業者 他の都道府県

	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。 (※) ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。 	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(3) 調理食配送による提供（住民避難 24h 程度～）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。 	県災対本部 ボランティアセンター
県災対本部 (食料物資部)	<ul style="list-style-type: none"> 市からのニーズ把握 自衛隊に給食支援を要請する。 炊飯部隊駐留場所を確保する。 	自衛隊

(4) 現地炊飯による提供（住民避難 72h 以降）

実施主体	対 策	協力要請先
市	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 自衛隊の炊飯場所を確保する。 自衛隊に食材を供給する。 ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。 	自衛隊

(5) 被災者による自炊（住民避難 2 週間後以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	<ul style="list-style-type: none"> 市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。 	市

市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。 	県
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	指定地方行政機関等 運送事業者

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入物資を配布する。 ・ 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する 	ボランティアセンター 町内会 地域コミュニティ等 報道機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・ 県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・ 自衛隊等に輸送を依頼する 	自衛隊 トラック協会

(8) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・ 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・ 燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける 	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

(空白)

第25節 要配慮者の応急対策

【関係部署】 総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。市、県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、発災前において早期の避難準備情報の発表を行って避難行動要支援者の避難時間を確保し、町内会、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関等に協力要請や避難行動要支援者情報の共有(個人情報への配慮に留意)を行う。また、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者の支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等の情報弱者に対して、適切な情報提供を行う。

(イ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26章「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ウ) 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(エ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

外国人関係団体は、県や市の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

(オ) 町内会、自主防災組織等の責務

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(カ) 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避

難行動開始に努める。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(避難誘導対策)

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

(避難所※の設置・運営) ※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

(生活の場の確保)

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

(保健・福祉対策)

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(外国人支援対策)

外国人の安否確認、外国語による情報提供、外国人相談員の派遣等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

2 情報の流れ

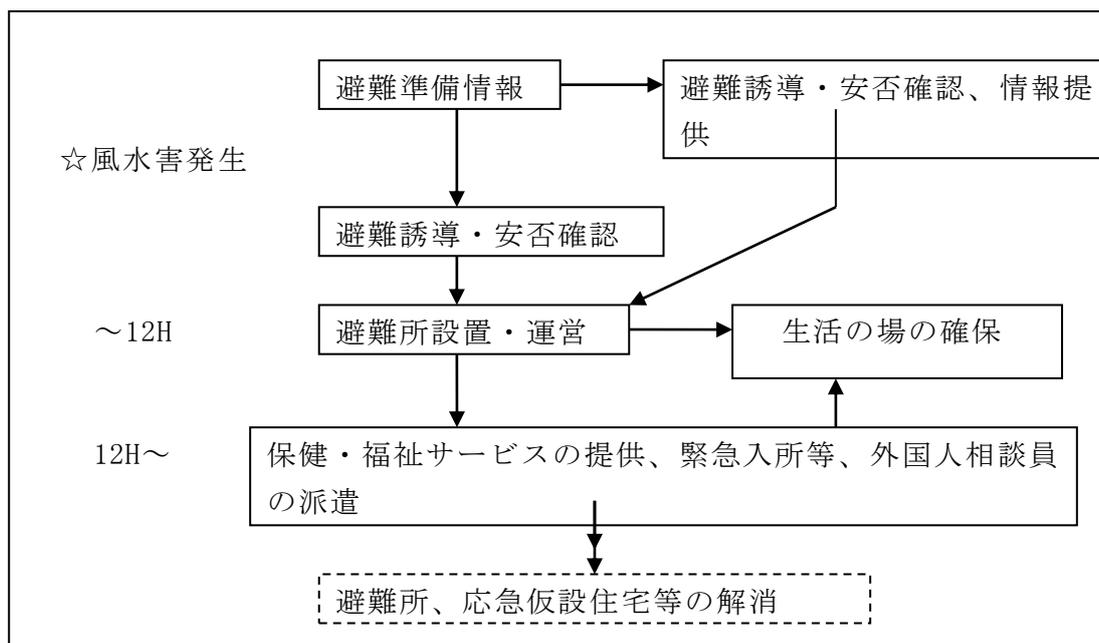
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自主防 災組織(町内会)、 介護保険事業者、 福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等 のニーズ等
市	県、他市町村、介 護保険事業者、社 会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニ ーズ、職員等応援要請等
県	国、都道府県、市町 村、介護保険事業 者、社会福祉施設等	要配慮者への各種サービス要 請、職員派遣要請等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報等
市、社会福祉施設 等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難情報に関するガイドラインに基づき避難準備情報を伝達	自主防災組織 町内会、民生委員等
	・ 避難支援プランに基づき避難行動要支援者の避難所への誘導、移送	警察署、消防署、介護保険事業者、自主防災組織、町内会等
	・ 避難所での避難行動要支援者の安否確認、生活環境の確保	介護保険事業者、自主防災組織、町内会、見附市災害ボランティアセンター等
	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、社会福祉施設等、消防署等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・ 公営住宅等の確保	建設業者、不動産業者等
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、見附市災害ボランティアセンター

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 外国人の安否確認	民間団体、企業や学校、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国語による情報提供	民間団体、外国語ボランティア等
市、県	・ 外国人相談員の派遣	民間団体、外国語ボランティア等

第26節 学校における応急対策

【関係部署】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

予め定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校、又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、見附市教育委員会、県災害対策本部（保健医療教育部）、県教育委員会

ウ 達成目標

平成16年の7.13豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

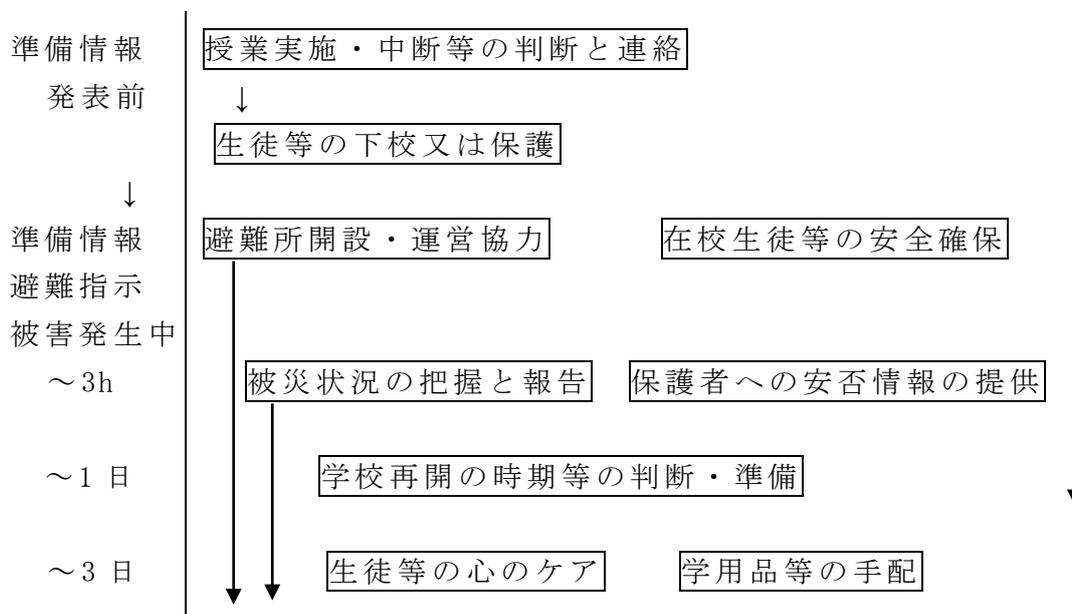
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
私立学校	県	被害状況、臨時休業等
市立学校	見附市教育委員会	被害状況、臨時休業等
見附市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県 私立学校	指導、助言等
県教育委員会 県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所 見附市教育委員会	指導、助言等
見附市教育委員会 市立学校	指導、助言等
市 生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県 生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、見附市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接見附市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 授業実施・中断等の判断と連絡

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校の措置をとり、生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの報告

各校長は、上記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を放送機関に提供し、報道を要請する。

(2) 生徒等の下校又は保護

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(3) 避難所開設・運営協力

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭・教諭 校長の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ウ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

(エ) 栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(オ) 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(4) 在校生徒等の安全確保

ア 在校生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等の在校時に災害が発生した場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 登下校時間帯に災害が発生した場合は、在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

イ 避難生徒等の安全確保等

避難した生徒等の安全を確保する。

また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

(5) 教職員の参集

勤務時間外に災害が発生したときは、校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

(6) 被災状況の把握と報告

学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等、第1報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

(7) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

(8) 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(9) 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

(10) 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就

学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、見附市教育委員会に報告する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市に斡旋する。

第27節 文化財応急対策

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、見附市の関係

機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第28節 障害物の処理計画

【関係部署】建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、各道路管理者や関係機関等と連携し、風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市役所庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急輸送路等を確保する。

ア 道路管理者の責務

(ア) 市および各道路管理者は、市内およびその管理区域の道路の障害物の状況を調査し、災害対策本部及び関係機関に報告するとともに、障害物を除去する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、見附警察署の協力を得て排除する。

イ 河川管理者の責務

市および各河川管理者は、その所管する河川や水路区域について、漂流物等により危険と認められる場合には、災害対策本部及び関係機関に状況を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

ウ 市の責務

(ア) 市は災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 除去障害物の集積、処分

災害時には廃棄障害物等が大量に出るため、市はあらかじめ仮置場及び最終処分地について定めておく。

処分場所について、可燃性の破棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借上農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は可能な限り中間処理施設に運搬する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、国・県等の関係機関とともに、各道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民、その他の施設 管理者	市	道路、河川水路の障害物の情報 建物周辺の障害物の情報
市	国・県（施設管理者）	道路、河川水路の障害物の情報
県（施設管理者）	国・県災害対策本部	道路、河川水路の障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	市民、その他施設 管理者	障害物除去に関する情報
国・県（施設管理 者）	市	障害物除去に関する情報
国・県災害対策本 部	国・県施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難勧告等解除後の達成目標の目安）

障害物の情報収集（1日以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急輸送道路の障害物の除去（1日以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（1日以内）

4 業務の内容

(1) 障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の道路上と河川水路等の障害物の状況を調査し、国・県災害対策本部に報告する。 建物周辺障害物の情報を収集する。 	
国・県	<ul style="list-style-type: none"> 障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理施設の情報を収集する。 	

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の道路及び河川水路の障害物を除去する。 ・特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 ・応援協定を締結してある建設業協同組合等と連携し、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 ・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。 	見附市建設業協同組合
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 ・被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。 	輸送路等の施設管理者
応援協定先企業団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。 	

第29節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

【関係部署】 民生部、医療部、消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関

県・市等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部（保健医療教育部）

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

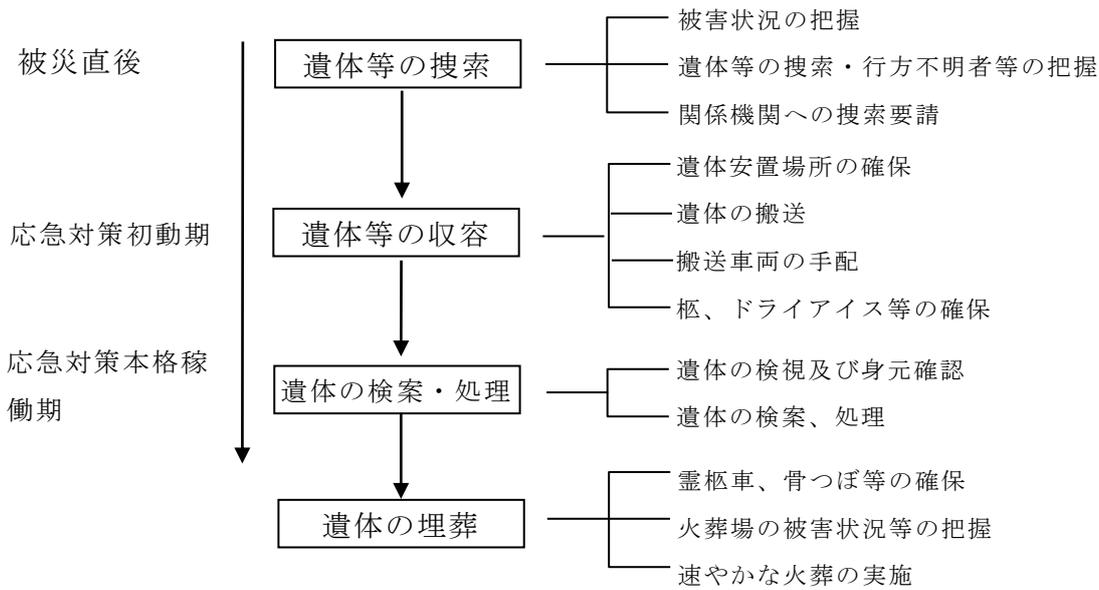
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
県	要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請（市町村の要請による） ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市町村の要請による） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市町村の要請による） ・ 近隣市町村への応援要請（市町村の要請による） ・ 市町村の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県に捜索状況を報告するとともに、警察、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。	警察、 自衛隊等関係 機関
県	・ 県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
警察 自衛隊等関係 機関	・ 遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・ 県警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・ 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。 	寺院、学校等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に要請する。 ・ 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協力を要請する。 	新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察 自衛隊等関係 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の搬送を行うものとする。 	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社新潟県支部及び医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・ 所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。 	日本赤十字社 新潟県支部 見附市南蒲原 郡医師会 警察署等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。 	日本赤十字社 新潟県支部 新潟県医師会

警察	<ul style="list-style-type: none"> ・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。 	
日本赤十字社 新潟県支部、 見附市南蒲原 郡医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。 	県 葬祭業者等
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市から搬送車両の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協力を要請する。 ・市から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。 	新潟県トラック協会 葬祭関係団体

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。
- (2) 警察は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市又は県に応援要請を行うこととし、近隣市と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第30節 愛玩動物の保護対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

- (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

4 (社)新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

5 動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

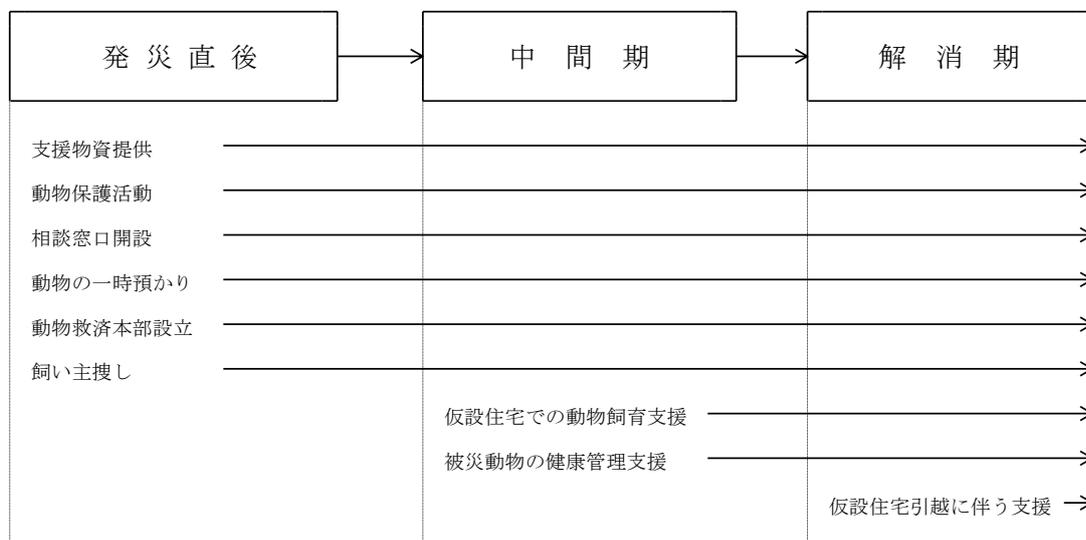
(8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

6 組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。

7 業務体系



第31節 公衆通信の確保

【関係部署】総務部、(東日本電信電話株式会社)

1 計画の方針

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T T東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 地震災害警戒本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 可搬型移動無線機

イ 移動電源車及び可搬電源装置

ウ 応急復旧ケーブル

エ ポータブル衛星車

オ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県

に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

震度6以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とする。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

4 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 市民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

5 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本会社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 東日本会社の応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本会社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

東日本会社災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめるうえ本社災害対策本部へ要請する。

第32節 電力供給応急対策

【関係部署】 総務部、

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害が発生した時は、東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備毎、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害は発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後直ちに予め定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

市が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを市に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、市は可能な範囲で協力する。

(5) 見附市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、見附市の災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市の災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを利用して早期送電を行う。

4 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図る。

また、見附市の災害対策本部へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各者間の協定」等により実施。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

(空白)

第33節 ガス供給対策

【関係部署】 総務部

【関係機関】 北陸ガス株式会社、LPガス充填事業者、LPガス販売事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (イ) 市は、二次災害防止のための広報を行う。
- (ウ) 県は、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という。）の安全確保の徹底を図る。また、二次災害防止のための広報を行う。
- (エ) 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。
- ・ ガス供給設備の安全点検
 - ・ 二次災害防止のための広報
 - ・ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
 - ・ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
 - ・ LPガス事業者は、風水害発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
 - ・ LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
 - ・ LPガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

風水害発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	国への報告（速報）
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) LPガス事業者

風水害発生中	被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告
避難指示解除後 2 日	消費先の緊急点検完了

避難指示解除後3日	充てん所の復旧 消費先安全確認完了
-----------	----------------------

(2) 要配慮者に対する配慮

避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市民は、積雪期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 安全措置の普及啓発

ガス事業者は、市民がガス栓を閉止する等の災害発生時にとるべき安全措置が円滑に行われるよう、パンフレット等を配布するなど普及啓発に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者	国、県、市、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
ガス事業者	国、県、市	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県、市、気象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者 県、市	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、復旧状況及び見込状況
県	ガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	市・国・県への報告 消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
供給停止後 概ね14日	供給再開完了		

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生中	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 市・県への報告	消費先設備の修理	
避難勧告解除後 3時間後			二次災害防止措置
避難勧告解除後 2日後	消費先の緊急点検完了		
避難勧告解除後 3日後	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏れ時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 	消防警察
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。 	ガス事業者
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、 県、市
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。 また、必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。 	復旧支援団体等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 	ガス事業者 団体等
	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関 市

5 利用者への広報

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時には北陸株式会社への通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配付

エ 市災害対策本部と協力しての広報

第34節 給水・上水道施設応急対策

【関係部署】 総務部、民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市の責務

市は水道事業者と連絡をとり、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ウ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 市民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民	市	・水道施設の被害、断減水の状況
市	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市町村全域の被害状況 ・応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況 ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市	市民	・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3リットル／日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○市民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 	
3日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1週間	20～30リットル 最低生活 水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
2週間	30～40リットル 生活水量 の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 （生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1ヶ月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

注) 避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	<p>居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集 	見附市管工事協同組合
県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼 	日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 市民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	<p>市町村は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報、周知するとともに報道機関へ対応する。</p>	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市	<p>①二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 <p>②被害発生地区の分離</p>	
県	<p>二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導 	

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

実施主体	対策	協力依頼先
市	①被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	日本水道協会新潟県支部 見附市管工事協同組合
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先する。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させる。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。 	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

第35節 下水道施設等応急対策

【関係部署】 民生部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、2日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、風水害時には、あらかじめ、作成した運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。また、必要に応じ、可能な限り、処理場、ポンプ場等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。

被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握すると共に、県に報告し、応急処置を講ずる。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県は、必要に応じ、県内市町村の支援を実施する。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずる。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> 風水害対応運転、施設の浸水対策 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 応急調査着手、応急計画策定 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧調査着手 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧調査完了、本復旧計画策定 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復および、復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、輸送の困難を考慮し、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようにする。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 市は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るようにする。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

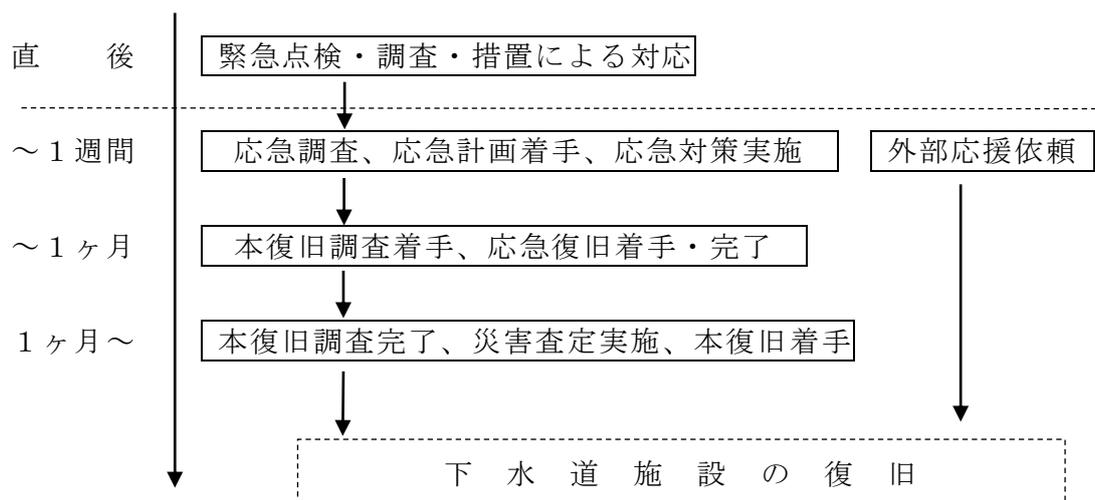
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者、市民	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	支援情報
市	避難所、避難者、市民	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・マンホール、路面状況、処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等、市町村管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県へ報告する。 ・緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。 ・市民に情報を提供し、使用制限等を周知する。	県 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境 資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 ・市町村の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	市 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社) 日本下水道 管路管理業協会 (一社) 新潟県下水 道維持改築協会
(公財) 新潟県 下水道公社	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、支所等
地方共同法人 日本下水道事 業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 地域環 境資源センタ ー	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部
(公社) 日本下 水道管路管 理業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達および調査実施に協力する。	本部・他県支部等
(一社) 新潟 県下水道維 持改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 市民に応急復旧状況等を周知する。 ・ 県に応急復旧状況等を連絡する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。 	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社)地域環境資 源センター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水道施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・ 市町村の応急復旧状況等を把握する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する 	市 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社)日本下水道 管路管理業協会 (一社)新潟県下水 道維持改築協会 (公社)全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部 協定事業者等
(公財)新潟県 下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	本部、支所等
地方共同法人日 本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	本部・他県支部等
(一社)地域環 境資源センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	本部
(公社)日本下 水道管路管理業 協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	本部・他県支部等
(一社)新潟県 下水道維持改築 協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	
(公社)全国上下 水道コンサルタ ント協会中部支 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。 	協定市町村 協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ体制をつくる。 	協定他県 協定政令市 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 市民に本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。 	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社)地域環境資 源センター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧が速やかに行えるよう、市町村、国と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・ 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。 	市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社)日本下水道 管路管理業協会 (一社)新潟県下水 道維持改築協会 (公社)全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部
(公財)新潟県 下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部、支所等
地方共同法人日 本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部・他県支部等
(一社)地域環 境資源センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部
(公社)日本下 水道管路管理業 協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部・他県支部等

(一社)新潟県 下水道維持改築 協会	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)全国上下 水道コンサルタント協会中部支 部	・県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

(空白)

第36節 危険物施設等応急対策

【関係部署】消防本部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

風水害による危険物施設等の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

エ 県の責務

風水害による危険物施設等の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信	主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	県 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県 消防機関 市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

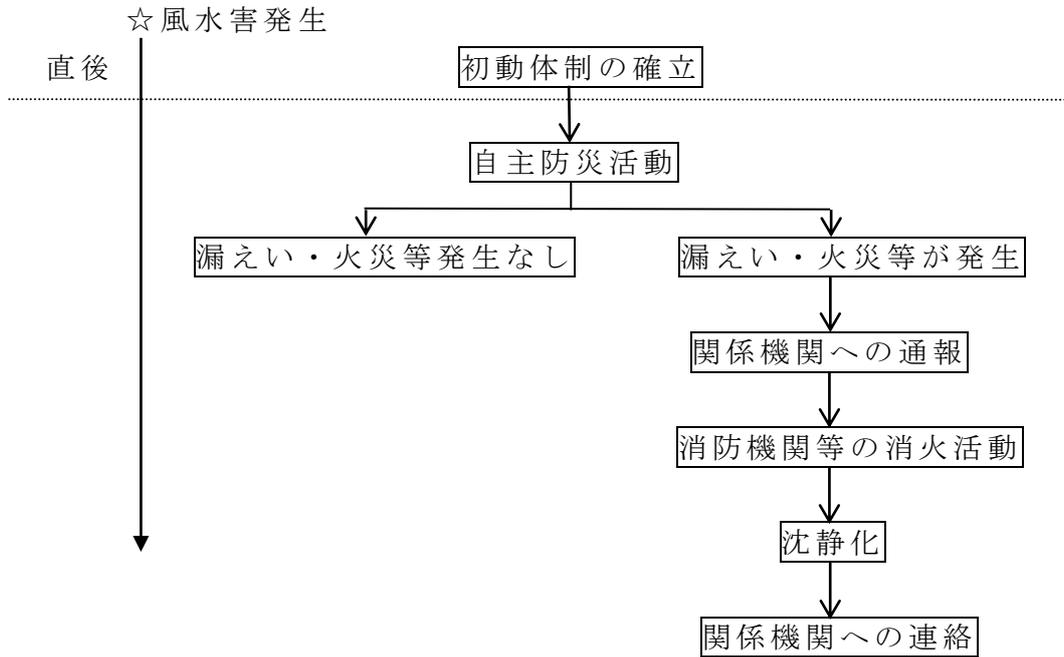
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関 市	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

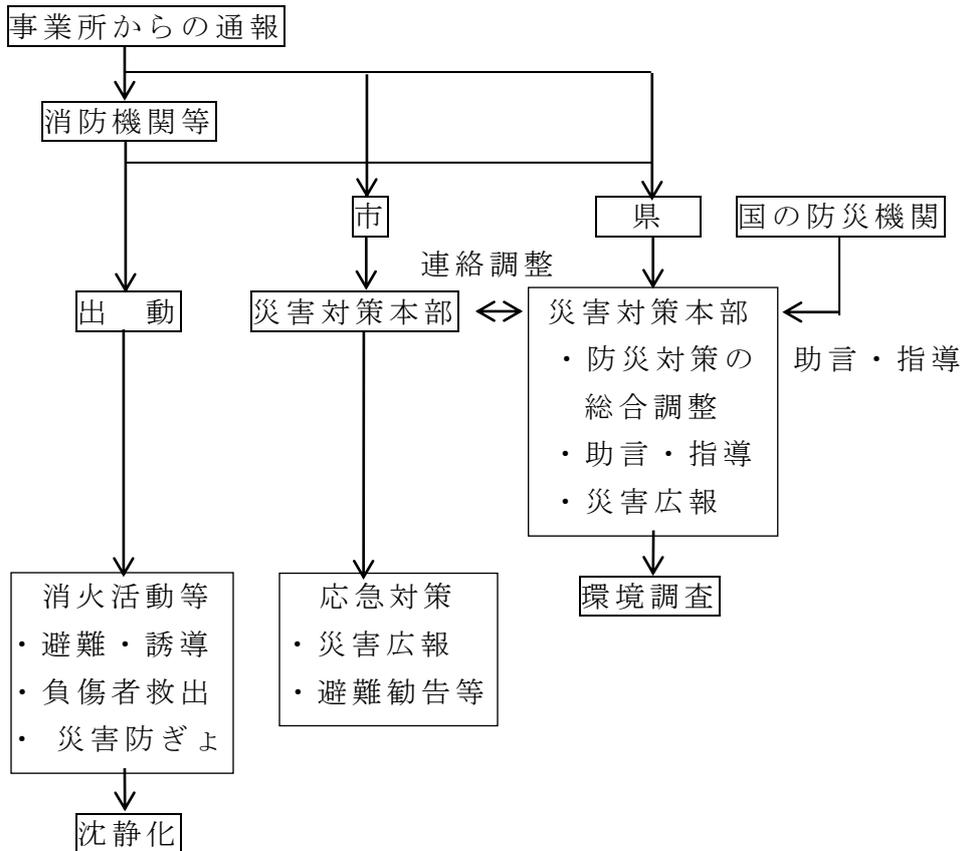
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市町村 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<p>① 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。</p> <p>② 風水害により被害を受けた場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>③ 風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>④ 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。</p> <p>⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。</p>	消防機関 警察
県	<p>・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物施設等の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。</p>	
市	<p>・危険物施設等の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。</p>	
消防機関	<p>・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。</p>	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>高圧ガス取扱事業所</p> <p>有害物質取扱事業者</p> <p>放射線施設等の管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。 ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、検討への通報、周辺住民への避難指示、被害状況調査を行う。 ・放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 ・放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。 	
<p>消防機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 	
<p>高圧ガス関係協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。 	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防署、警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防機関	・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
市	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。	

(4) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市及び消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車等により広報するとともに、市及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	

第37節 道路・橋梁等の応急対策

【関係部署】建設部、(警察)

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

市は道路を管理する関係機関や団体と連携し、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
道路パトロール	市	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
市民、地域の建設業者等	市	
各道路管理者	市	

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	各道路管理者	道路管理者間の連絡情報等
市	町内会等	被災状況、復旧見込み
市	市民	道路情報

3 業務の体系 (フロー図又は業務体系図)

風水害の発生

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置および市民、関係機関等への道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧および市民、関係機関等への道路情報の周知

4 道路の応急対策内容

(1) 被災状況の把握

市および各道路管理者は直ちに道路パトロールを実施するほか、他の道路管理者

や市民及び災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集することとする。

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

市は、道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求めることや、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

市および各道路管理者は、管理する橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、市と各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 市は、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事等に派遣要請を依頼する。

(ウ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(エ) 市は、道路上の障害物の除去について、状況に応じて各道路管理者と警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等と協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

市および各道路管理者は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復のため、応急復旧工事を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

市は、他の道路管理者及び警察やマスコミに協力を求め、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

市および各道路管理者は、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者と協力し、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等市民の安全確保のための措置をとり、当該施設管理者が速やかに復旧を行えるよう支援する。

第38節 鉄道事業者の応急対策

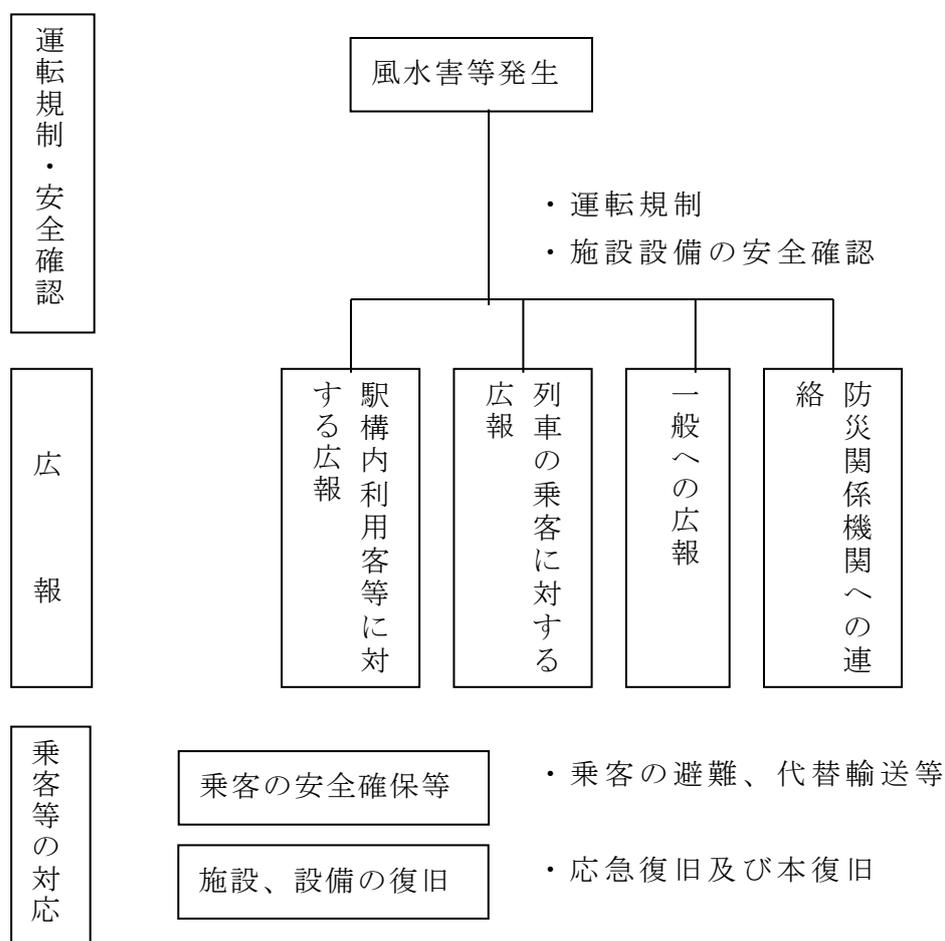
【関係部署】 総務部、(東日本旅客鉄道株式会社) (日本貨物鉄道株式会社)

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（以下、各鉄道事業者）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 運転規制

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	→	早目運転規制区間注意運転	→	一般運転規制区間通常運転
-------------	---	--------------	---	--------------

風速 25m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間注意運転
-------------	---	--------------	---	--------------

風速 30m/s 以上	→	早目運転規制区間運転中止	→	一般運転規制区間運転中止
-------------	---	--------------	---	--------------

イ 豪雨の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	→	注意運転
-------------------	---	------

防災情報システムの速度中止警報表示	→	運転中止
-------------------	---	------

ウ なだれ発生時の取り扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	→	運転中止
-------------------	---	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
 - (イ) 災害の規模
 - (ウ) 被害の状況

- (エ) 運転再開の見込み
 - (オ) 避難の有無・方法等
 - ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。
- (3) 救護、救出及び避難
- ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。
 - イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
 - ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、市、警察、消防等に協力を依頼する。
- (4) 代替輸送計画
- 災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。
- ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区ของバス代行輸送
 - イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送
- (5) 応急復旧対策
- 災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。
- ア 建設機材の現況把握及び運用
復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。
 - イ 技術者の現況把握及び活用
復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。
 - ウ 災害時における資材の供給等
災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。
- (6) 市民に対する広報
- 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591～3594	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-281-2979
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・ 危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170

第39節 土砂災害・斜面災害応急対策

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関等へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ 達成目標

すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として避難行動証支援者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

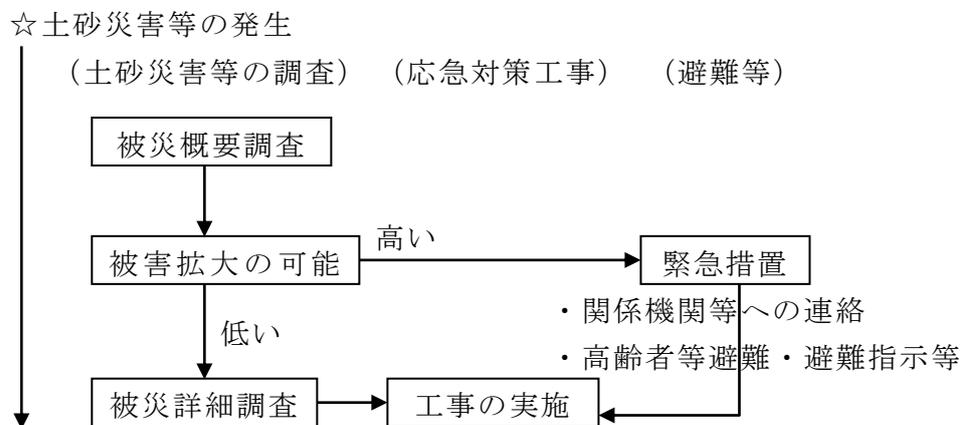
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 高齢者避難・避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する	
市、県	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。	
県	・被災概要調査結果及び状況の推移について市町を含めた関係機関等に連絡する	

	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。 	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、非常時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。 	

(3) 高齢者避難・避難指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。 ・非常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。 	

第40節 河川施設応急対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民の責務

河川施設の被災を確認した時は、遅滞なく市、県、見附消防署、見附警察署等へ連絡する。

イ 市の責務

市民等から県管理河川施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により県管理河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内を目標に応急工事着手するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

(3) 住民等に対する広報

(ア) 被災地に浸水又は浸水の恐れがある場合や人家、集落、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させる恐れが生じたときは、市は速やかに広報車、防災FAX、緊急情報メール等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行う。

(イ) 災害により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、市は速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて住民等への周知を図る。

(4) 積雪期の対応

河川管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 情報の流れ

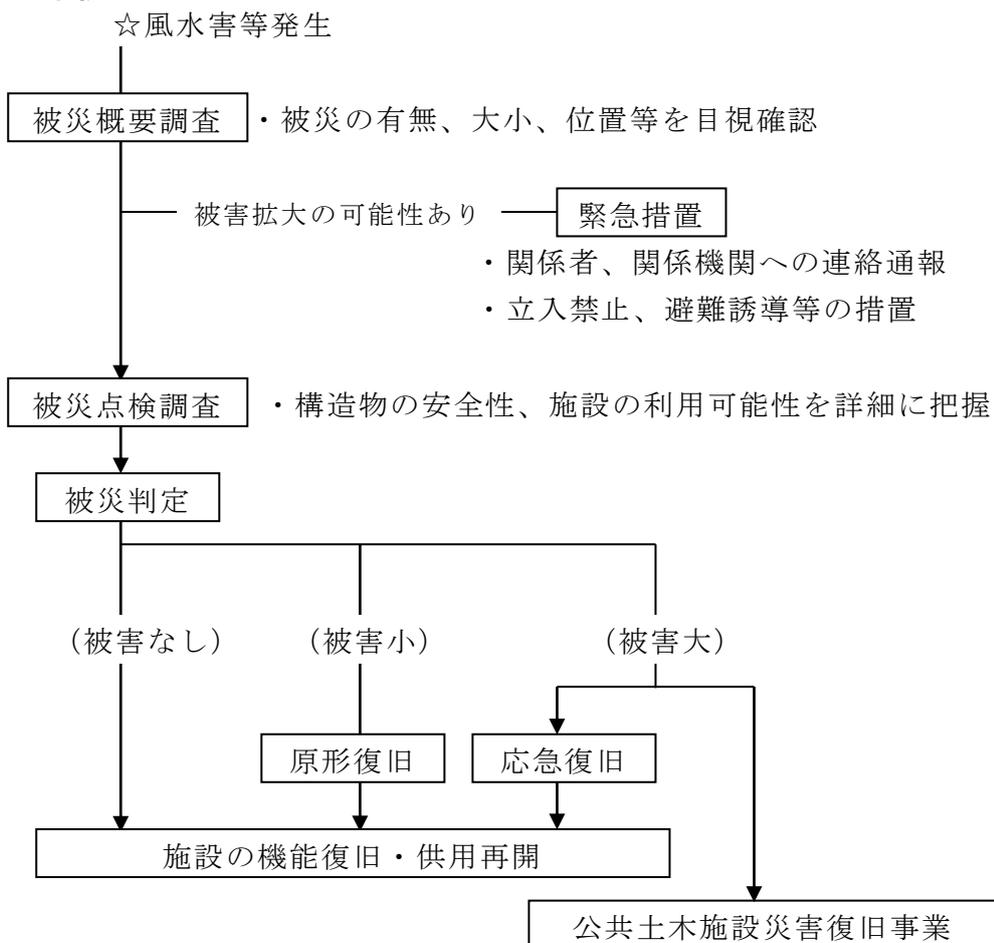
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市民、警察、消防	市	河川施設被災の通報
市	県	詳細な県管理河川施設の被災情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市、警察、消防	県管理河川施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	市民、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 高齢者避難・避難指示等の発令

3 業務の体系役割



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、高齢者避難、避難指示及び避難誘導等を実施する。 	
県、国	<ul style="list-style-type: none"> 降雨等により河川水位が上昇し、はん濫注意水位を超えるおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所（土木部、農地部） ○過去に洪水被害が生じた箇所（土木部、農地部） ○地形地質上脆弱な箇所（土木部、農地部） ○土地利用上からの弱堤箇所（土木部） ○二次災害防止の観点からの低標高箇所（土木部、農地部） ○主要河川構造物の設置箇所（土木部、農地部） 	各協会
県、国	<ul style="list-style-type: none"> 点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施する。 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。 施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防機関、警察等へ通報する。 	各協会

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
国、県	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 ・河川管理施設及び許可工作物 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民の安全確保 イ 被災箇所の応急措置 ウ 低標高地域での浸水対策 エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 オ 油や危険物等の流出時の措置 カ 倒木や流木等の処 ク その他河川管理に関する事項の調整 	各協会
国、県	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。 イ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。 	

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。 	
国、県	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。 	各協会

(4) 市民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。 ・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、高齢者避難等を発令する。 	
国、県	<ul style="list-style-type: none"> ・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市町や警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や警察、消防機関等へ逐次連絡する。 	

第41節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

見附市災害対策本部、県災害対策本部

ウ 達成目標

(ア) 各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

(イ) ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につくものとする。

* 当該情報の内容に応じてとは、時間雨量20mm以上または連続雨量80mm以上の降雨があり、かつ継続している場合。

(ウ) 警戒配備についたときには、その解除に至るまでの間の気象、水象、作業状況及び点検結果については随時報告する。

(エ) 避難指示等解除後3日以内に被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

(オ) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後1週間以内に応急復旧を行う。

エ 災害発生時の未然防止活動

(ア) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

(イ) 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。

(2) 危険箇所についての住民避難（市）

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民に対する避難のため

の勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

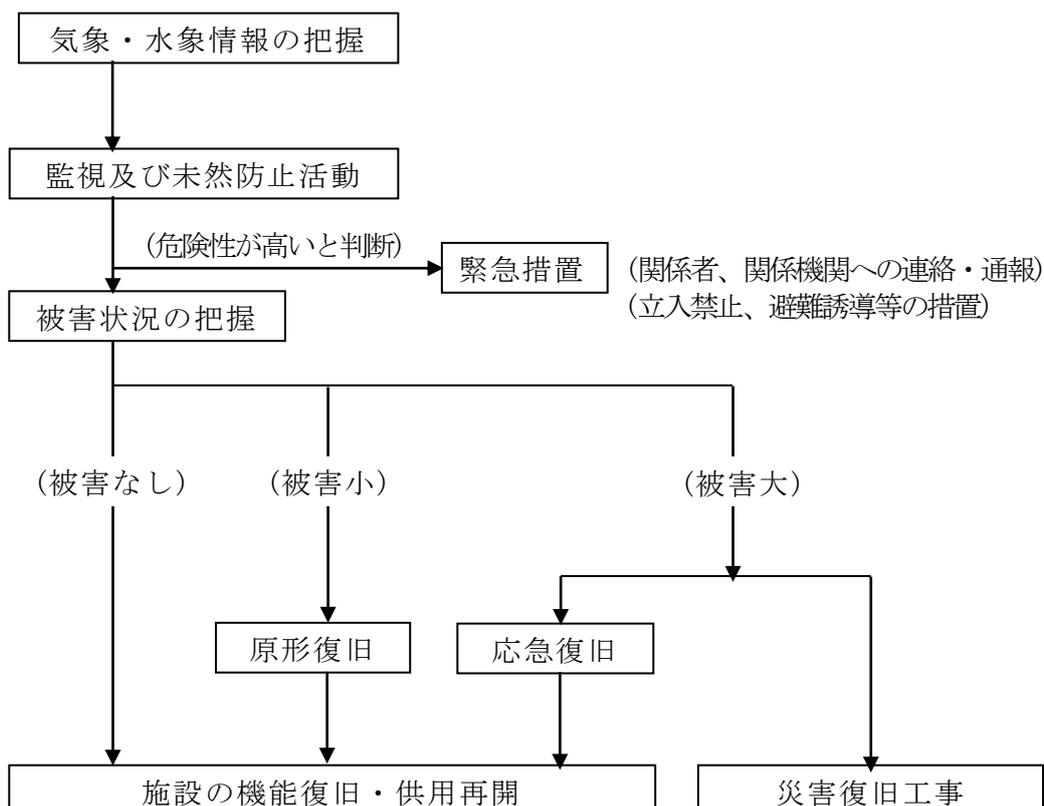
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。 	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 市 他関係機関 建設業協会等

4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。 	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 	県 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・ 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	県 市 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・ 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。 	県 市 他関係機関 建設業協会等

第42節 農林業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林業生産者、農林業施設の所有者・管理者

- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。
- b 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

b 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

c 新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統でとりまとめた農業被害情報を、速やかに県へ提供する。

d 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

e 森林組合

(a) 市、県地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 市、県地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(エ) 市

- a 関係団体の協力を得ながら農産物、林産物及び農林業用施設の被害状況を

把握し、地域振興局等に報告する。

- b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- c 県、関係団体等の協力を得ながら、農産物、林産物及び農林用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

イ 達成目標

- (ア) 24時間以内に緊急被害状況調査をとりまとめる。
- (イ) 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導、指示を行う。
- (ウ) 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

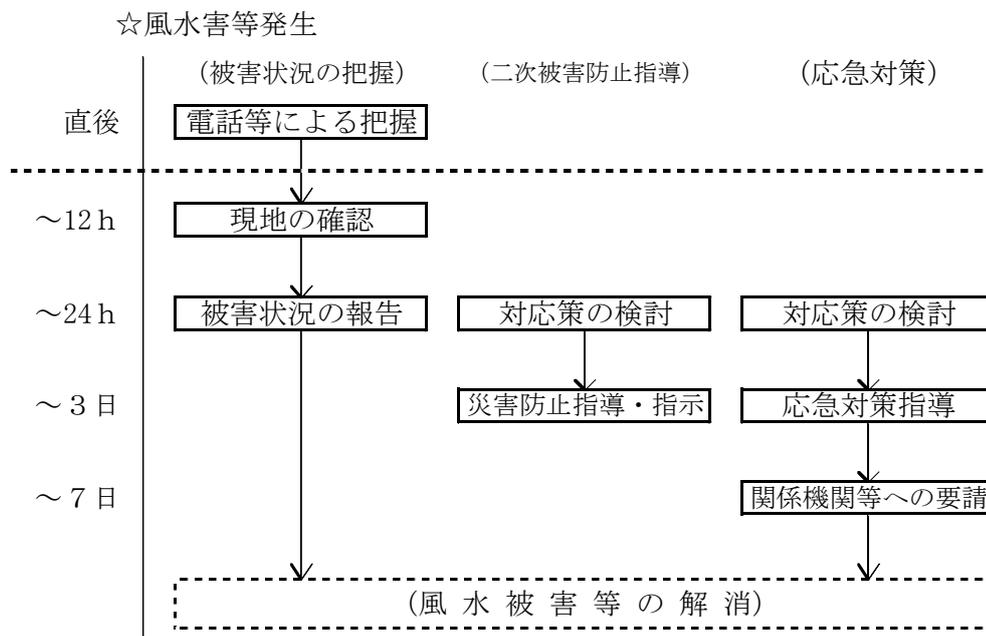
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時においては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、地域振興局農林水産振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、 県農業共済組合等
県(地域振興局)	市からの報告及び自らの調査にもとづいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置 及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩、噴火噴出物等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置 	農業協同組合、 県農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県(地域振興局)	<p>農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 消雪促進のための措置 7 火山灰等排出のための措置 8 農業用施設の応急工事等の措置 	農業協同組合、 県農業共済組合等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 県農業共済組 合	・市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市町村	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、 県農業共済組合
県	・市等の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、関係団体

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 県農業共済組合	・市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、 県農業共済組合
県	・二次災害防止、応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関、団体への協力要請	市、関係団体

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施、協力する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡家畜の受け入れ体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・ 家畜廃用認定 ・ 家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断、畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請 	<p>新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査センター、新潟市 県農業共済組合 県家畜商協同組合</p> <p>農業協同組合 県農業共済組合 (社)県畜産協会</p> <p>県動物薬品器材協会 全農県本部、県酪 農業協同組合連合 会</p>

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・ 近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。 	関係団体
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 市、県地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。 	市、県地域振興局

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。 	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・ 市、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。 	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。 	市、関係団体
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。 	市、県地域振興局
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置 4 林地内等において、火山噴火堆積物の流出又は流出のおそれがある時は、警察消防機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。 	県地域振興局
県（地域振興局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。 	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。 	<p>県地域振興局 関係機関</p>
関係団体、市、県地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導 	

第43節 商工業応急対策

【関係部署】産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(イ) 商工団体の責務

- a 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 市の責務

- a 企業・事業所の被害状況を把握する。
- b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(エ) 県の責務

- a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- b 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。
- c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d～f は被災状況により対応

イ 達成目標

- a 県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。
- b 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。
- c 県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

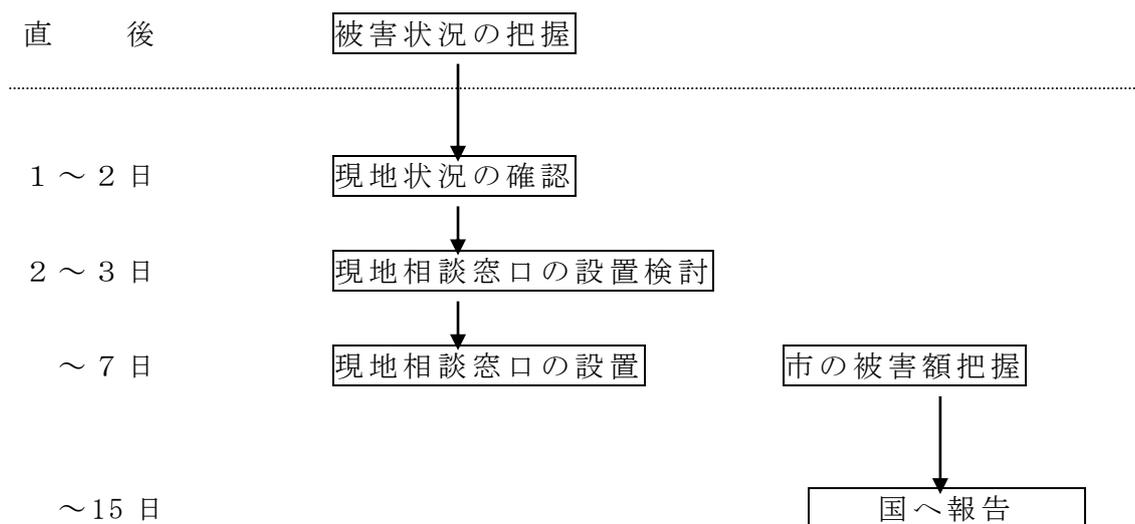
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
商工会等商工団体 → 市	被害状況
地場産地企業・産地組合 → 市	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗 → 市	被害状況
工業団地等進出企業 → 市	被害状況
観光施設 → 市	被害状況
市 → 県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県 → 市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市 → 企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 県産業労働部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 国に被害状況を報告する。 	企業・事業所 商工団体 市
市	<ul style="list-style-type: none"> 管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。 	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。 	金融機関等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。 	(財)にいがた産業創造機構 市 商工会・商工会議所 新潟県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等
市	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	嘱託員、報道機関等

第44節 被害家屋調査・り災証明発行計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生後、被害状況の把握及びり災証明書の円滑な発行を図るため、早期に建物の被害調査を実施するとともに、り災台帳を作成し、被災者からの申請に備える。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

(2) それぞれの責務

① 市民・事務所等の責務

市が実施する被害家屋調査の申請及び調査への協力を行い、適正な認定が受けられるように努める。

② 市の責務

迅速な被害家屋調査の実施に努めるとともに、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との区別を積極的に周知する。

③ 県の責務

他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する被害家屋調査を支援する。

(3) 主な取り組み

り災証明書は各種支援制度の基準となることから、迅速かつ適切な被害家屋調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

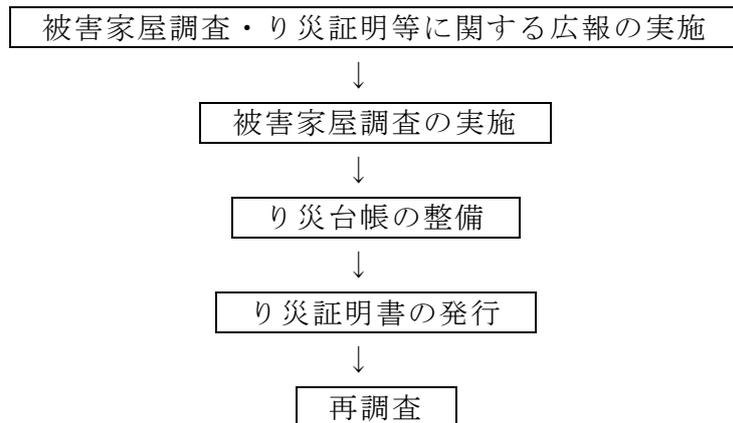
(4) 要配慮者への配慮

調査の実施計画を検討する際には、在宅医療及び在宅介護を行っている家庭を優先して実施する等の配慮を行う。

(5) 積雪期の対応

調査の実施計画を検討する際には、積雪に対応した移動手段の選定及び家屋周囲の積雪により外周の確認が十分に行うことができない場合等も想定し、これらの対策も検討する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 被害家屋調査・り災証明等に関する広報の実施

被害家屋調査・り災証明等の実施を速やかに市民に広報するものとし、被害家屋調査と被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定との違いを被災者に正確に伝えるよう留意する。また、り災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該政策担当部局との連携を図る。

(2) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、担当部局が連携して調査を実施する。

① 調査実施計画の作成

災害における家屋被害の状況及びり災証明発行が求められる各種施策に関する動き等を考慮して、調査実施計画を作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

② 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

③ 他の市町村等への協力要請

市の職員だけでは人的に対応できない場合は、県、近隣市町村及び建築関係団体等への協力を依頼する。

(3) り災台帳の整備

被害家屋調査の実施担当者は、調査の実施とあわせ、基本台帳となりうるり災台帳を作成する。

① 被害認定の判定基準

り災証明の根拠となる被害家屋の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき、1棟単位で行う。判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用方針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

② 被害認定の結果通知

被害家屋調査終了後、被災者に対し被害の判定結果を速やかに通知する。

(4) り災証明書の発行

作成したり災台帳に基づき、被災者の申請によりり災証明書を発行する。なお、り災台帳により確認できないものは、一部の例外を除き申請者の立証資料等に基づき発行する。

(5) 再調査（第二次調査）の実施

被害認定に係る再調査は、被災者の申し出があった場合に実施する。

第45節 応急住宅対策

【関係部署】 総務部、福祉保健部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容し、また家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 市の責務

被災した住宅、宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

イ 県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間住宅の空き家情報等を提供する。

市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者がいる世帯を優先して入居させる。

2 情報の流れ

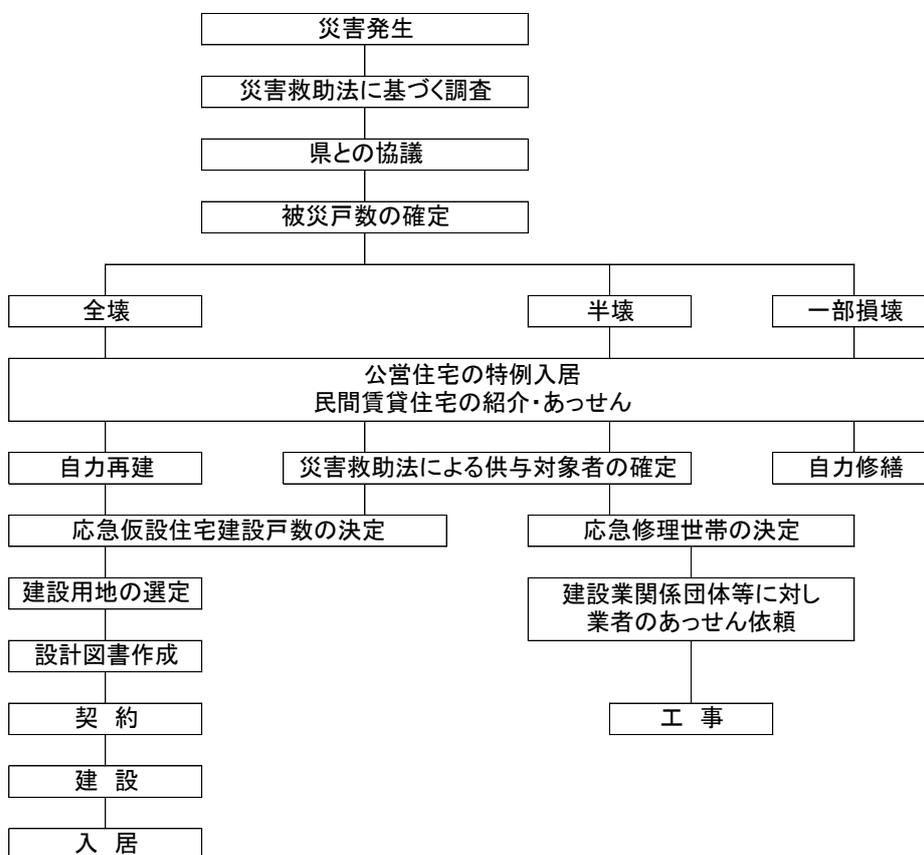
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア 市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） イ 市の住宅に関する要望事項	市 建築士組合 建築組合

	<p>ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</p> <p>エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項</p> <p>オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項</p>	
市	<p>災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途）</p> <p>ア 住宅、宅地の被害状況の調査</p> <p>イ 被災地における市民の動向調査</p> <p>ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望の把握・相談受付</p>	<p>県</p> <p>建設業協同組合</p> <p>建築士組合</p> <p>建築組合</p>

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
県	<p>1 建設による供与</p> <p>(1)建設の方針</p> <p>ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>イ 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</p> <p>ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p>	<p>市</p> <p>(一社)プレハブ建築協会</p> <p>(社)新潟県建設業協会</p>

	<p>(2) 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。</p> <p>イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>(3) 協力要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(4) 入居者の選定及び管理の委任</p> <p>応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。</p>	
市	<p>(1) 建設候補地の選定</p> <p>(ア) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。</p> <p>建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。</p> <p>(イ) 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。</p> <p>(2) 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>ア 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者</p> <p>(イ) 居住する住家がない者</p> <p>(ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者</p> <p>イ 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>ウ 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p>	

	<p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。</p>	
県	<p>2 民間住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与する。 ただし、状況に応じ知事は、市長に借り上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。</p>	<p>市 (公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</p>

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応	協力依頼先
市	<p>(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (エ) 応急仮設住宅(民間住宅の借り上げを含む)を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。(災害の発生の日から原則6ヶ月) イ 所得等の要件 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 (ア) (収入額) ≤ 500万円の世帯</p>	<p>建築組合 建築士組合 建設業協同組合</p>

	<p>(イ) 500万円<(収入額) ≤700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</p> <p>(ウ) 700万円<(収入額) ≤800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</p> <p>(2) 応急修理の範囲 以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。 なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理</p> <p>(イ) ドア、窓等の開口部の応急修理</p> <p>(ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理</p> <p>(エ) 衛生設備の応急修理</p> <p>(3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。</p> <p>(4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内)に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(5) 応急修理の手続き 別紙「応急修理事務手続き」を参照。</p> <p>(6) 制度の広報 広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。</p> <p>(7) 相談窓口の設置</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
<p>県 市町村</p>	<p>ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)</p> <p>イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請</p>	<p>都道府県 近隣市町村</p>

	<p>する。</p> <p>ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------	--

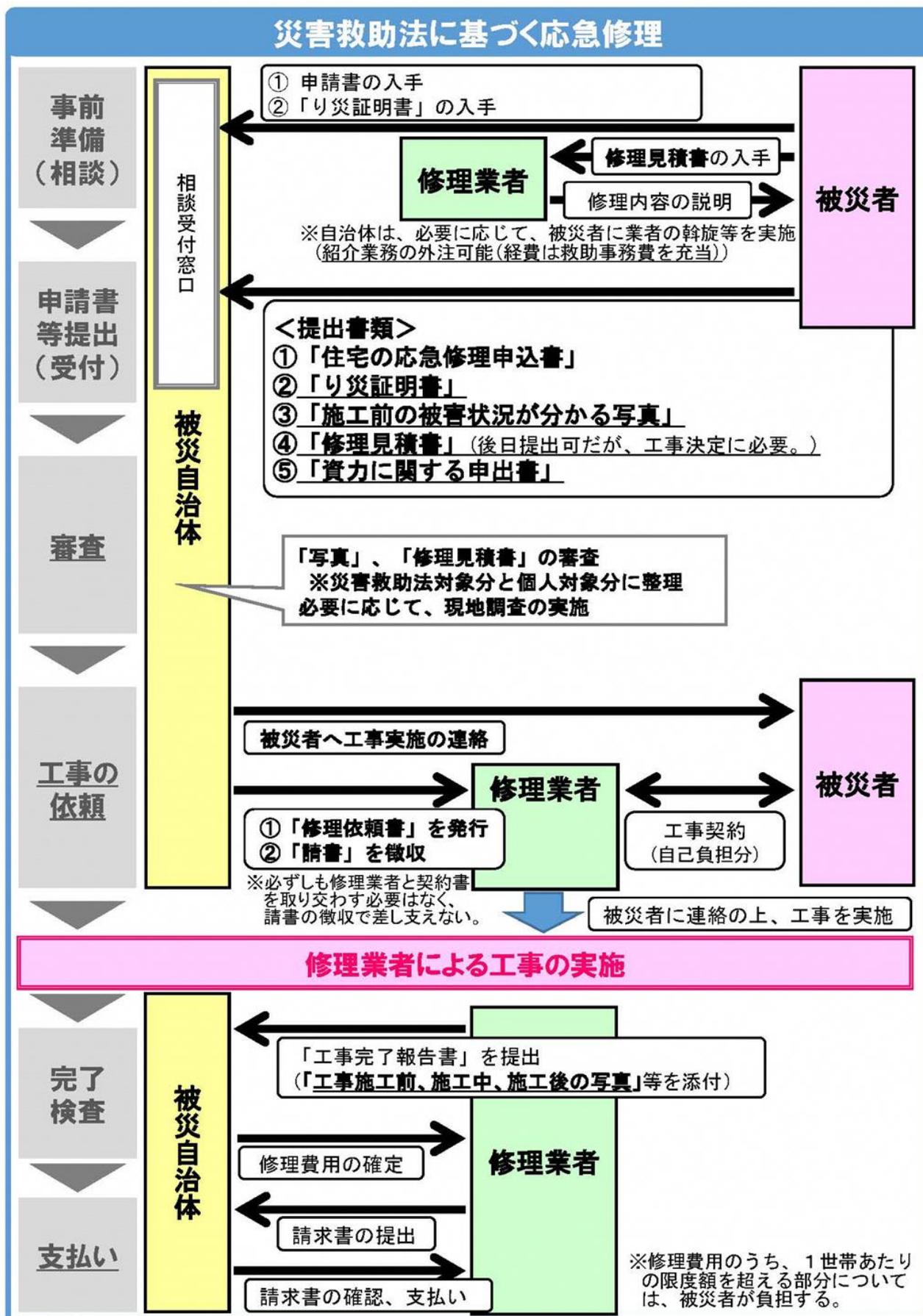
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	<p>ア 必要に応じ地元業者と協議し、協力を依頼する。</p> <p>イ 物件情報を集約し、相談所等において民間賃貸住宅への入居希望の被災者に物件の紹介、あっせん手数料の無料協力を依頼する。</p>	賃貸住宅取り扱い業者

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
市	住宅建設資材等のあっせん要請を行う。	協定企業
県	<p>新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。</p> <p>また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。</p>	<p>新潟木材組合連合会</p> <p>新潟県森林組合連合会</p> <p>木材輸入商社・卸</p> <p>隣接県</p>

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第46節 ボランティア受入れ計画

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部、民生部、見附市社会福祉協議会協議及び関係団体と協議してボランティアセンター設置を検討する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
- c 市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

(イ) ボランティアセンターの責務

- a ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。
- b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。
- c 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。
- d ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- e その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

イ 活動調整

ボランティアセンター、県ボランティア本部

ウ 達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県ボランティア本部の設置、情報の発信
避難勧告解除後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2日以内	災害ボランティア受け入れ広報の発信

2 情報の流れ

(1) 被災地から

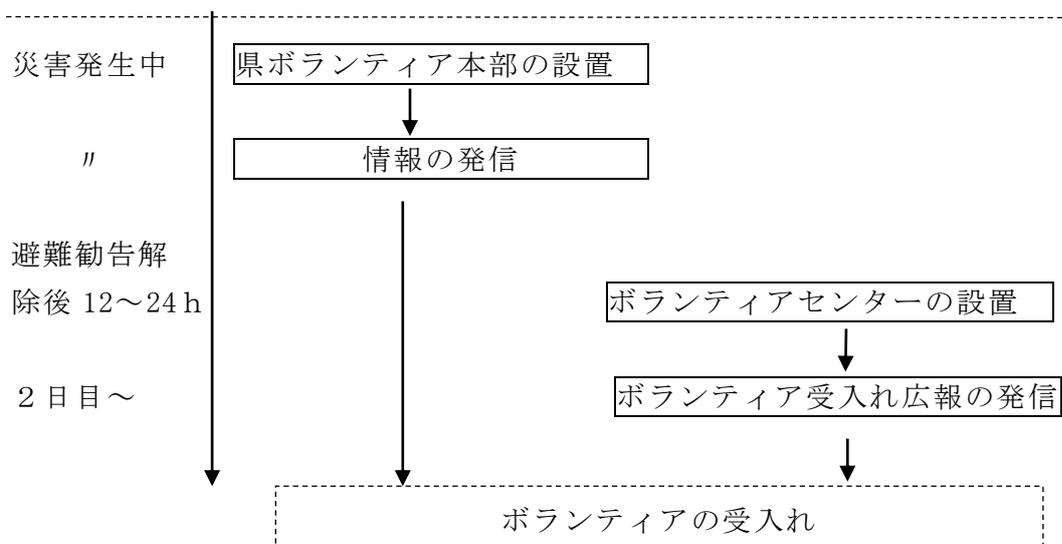
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県ボランティア本部、市災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
県ボランティア本部、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県ボランティア本部、市災害対策本部	供給予定情報
県ボランティア本部、市町村災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
見附市社会福祉協議会	・ ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援	被災地以外の市町村社会福祉協議会
市	・ ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・ 運営に係る統括及び資金管理	県内外の市町村等の行政機関
県ボランティア本部	・ ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	国や他県などの行政機関
県内NPO・日本青年会議所	・ ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等

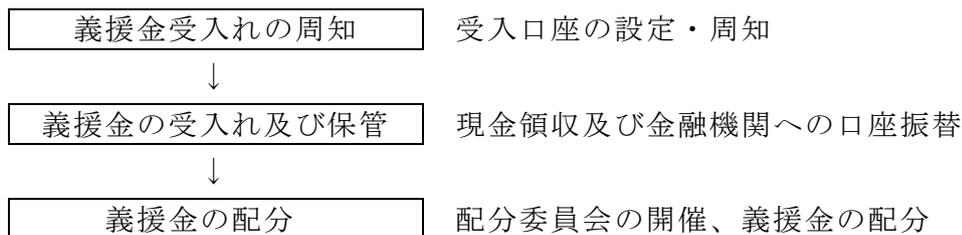
第47節 義援金の受入れ・配分計画

【関係部署】 総務部、出納部

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

市は、日本赤十字社新潟県支部見附地区は、次により義援金を受け入れる。

市	<p>1 受入窓口 （1）受入窓口は、出納部（会計課）とする。</p> <p>2 現金の受入 （1）一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 （2）国又は地方公共団体からの見舞金は、歳計現金として入金する。</p> <p>3 義援金等の管理 （1）一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 （2）国又は地方公共団体から市長あての見舞金は、歳計現金の寄附金として管理する。</p>
日赤	<p>1 一般からの受入窓口を開設する。</p> <p>2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。</p> <p>3 振込口座を開設する。</p>

5 義援金の配分

- (1) 集まった義援金の配分方法は、必要に応じて、日本赤十字社新潟県支部見附市地区、市社会福祉協議会、その他義援金受付団体等と協議し、決定する。厚生衛生班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。
- (2) 市は、県等で組織された「義援金配分委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき配分する。

第48節 義援物資対策

【関係部署】 総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者が必要としているものの情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災者へ必要な物資配付を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ・避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、市の指定する場所へ送付してもらう。
- ・早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- ・NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 県の責務

- ・避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報発信を被災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

見附市災害対策本部（民生部）

県災害対策本部（食料物資部）

ウ 達成目標

- ・被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- ・義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市、見附市社会福祉協議会	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先企業・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、 NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

	☆風水害発生			
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間 後	物資受入方針に基づ く電話、メール、FAX 対 応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目～ 6日 目	物資受入方針に基づ く電話、メール、FAX 対 応	被災地ニーズ、要求、調達 情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
7日目	留守番電話対応	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 配送等にかかる道路・交通情報の把握 	提供申出者、 県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、 ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 被災地ニーズ 被災地状況 市の受入れ方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する。 	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

第49節 災害救助法による救助

【関係部署】 総務部

災害救助法(以下「法」という。)による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

1 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、県法施行細則第17条)
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

2 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

見附市の場合は、次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法が適用される。

ア 市内の住家滅失世帯が、60世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、見附市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める次の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(ア) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令に定める次の基準のいずれかに該当するとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一つの世帯とみなす。

$(全壊 \cdot 全焼 \cdot 流失) + (半壊 \cdot 半焼 \times 1/2) + (床上浸水等 \times 1/3) = 滅失世帯数$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊

(ア) 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

a 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの。

b 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの(損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)で次に該当するもの

(ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に、占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記2 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定めるものとする。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記2 に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知するものとする。

イ 知事は、災害による被害が前記2 に定める災害救助法の適用基準の(2)のウ、エ、

オに該当する場合は、法を適用するに当たり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に技術的助言を求めるものとする。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に情報提供するとともに、県報に公示する。

5 災害救助法による救助の種類と市町村長による救助事務の実施

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときには、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容及び実施期間を通知する。

6 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額については厚生労働大臣が定める基準(省令)に従ってあらかじめ知事が定める(新潟県災害救助法施行細則別表)(資料編 9-7 新潟県災害救助法施行細則別表参照)。救助費用等については、省令の改定にあわせて毎年改定を行い、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害について適用する。

(2) 特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局保護課)と協議するものとする。

(3) 救助実施状況の報告

ア 市は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に報告する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

(救助の種類)	(報告事項)
・ 避難所の設置	箇所数、収容人員
・ 応急仮設住宅の設置	設置戸数
・ 炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・ 飲料水の供給	対象人員
・ 被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・ 災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
・ 災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・ 学用品の給与	小、中学校対象者数及び給与点数
・ 死体の搜索	死体処理数
・ 障害物の除去	対象世帯数

7 災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、見附市災害救助条例に定めるところにより市長が実施する。

(1) 見附市災害救助条例の適用基準

ア 住家が滅失した世帯数が15以上に達した場合

(滅失世帯数の算定は、3 被害状況の判定基準による)

イ アの基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

(2) 救助の種類等

- ア 避難所の設置
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 学用品の給与
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 応急仮設住宅の設置
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 障害物の除去
- ケ その他法第23条に定める範囲内において市長が必要と認めた救助

※ 力、キ及びクの救助は、生活困窮者を対象者として行うものとする。

(3) 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定められた範囲内において行う。

市長が、特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間及び程度をこえて行うことができる。

(4) 市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、同条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

(5) 新潟県災害救助条例の適用基準

- ア 市内の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき
(滅失世帯数の算定は、3被害状況の判定基準による)
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(6) 救助の種類等

- ア 炊き出しその他による食品の給与
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ウ 応急仮設住宅の設置
- エ 災害にかかった住宅の応急修理
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
- キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間は新潟県災害救助条例施行規則の別表に定めるとおりとする。